2022年11月1日発行 第22巻第11号(通巻565号)

B B A 2022年 **11** 月号

〈特集〉

ジャーナリズムと弁護士の接点

〈インタビュー〉

読売ジャイアンツ球団特別顧問 高橋由伸さん

〈新連載〉

役立つ! 会務活動







身近な風景

霞が関の裁判所周辺の景色が最近、弁護士が主人公の連載漫画でよく取り上げられている。 無味乾燥だったはずの庁舎群もあら不思議、漫画で微細に劇的に描かれると、何やら美しく 見えてくる。日比谷公園の風景もよく登場するのだが、「あれ、こんなに綺麗だっけ?」と 改めて実物を見に行くと、意外と大したことはなかったりする。

やはり実物は絵にかなわないよなと思い始めていたある晩秋の朝, 裁判所に向かう途中, 「鶴の噴水」のある池を通りかかった。漫画を超える鮮やかな景色が目に飛び込んできた。 うーん, やっぱり実物はいいもんだ。

会員 坂 仁根 (70 期)

LÌBRA

東京弁護士会

CONTENTS 2022年11月号

特集

02 ジャーナリズムと弁護士の接点

座談会:弁護士のメディア対応はいかにあるべきか

寄稿: 敵か同志か同床異夢か―弁護士と記者の微妙な関係 澤康臣

インタビュー

18 読売ジャイアンツ球団特別顧問 高橋 由伸さん

新 連 載

25 役立つ! 会務活動 vol.1 広報活動は楽しい! 横山裕一

連 載 等

- 22 常議員会報告 (2022年度 第5回)
- 24 理事者室から:会長声明が発出されるまで 河井匡秀
- 26 東京弁護士会市民会議 第53回 ①再審法改正について ②家族法制改正について
- 27 人権問題最前線 第13回 特別指導の名のもとで許されることは何か。~都立高校特別指導事件~ 小笠原理穂
- 28 親子法改正要綱の解説 第6回 認知制度の見直し 中本純志・稲村晃伸
- 29 東弁今昔物語~150周年を目指して~ 第11回 弁護士法の制定 三澤英嗣
- 30 消費者問題の最前線 第4回 エアコン室外機からの火災事故で製造者の責任を認めた判例 中村雅人
- 32 パブリック事務所の現在 第5回 次世代の刑事弁護を見据えて一北千住パブリック前編一 押田朋大
- 34 わたしの修習時代:同期あれこれ 70期 土肥衆
- 35 74期リレーエッセイ:1年後の自分を想像して 森本真唯
- 36 心に残る映画:『ブルース・ブラザース』 町田弘香
- 37 コーヒーブレイク:美味しいソフトクリームを求めて 望月 健
- 45 インフォメーション

ジャーナリズムと弁護士の接点

最近,以前にも増して、メディアに弁護士が登場する機会が増えているような気がします。裁判報道以外でも、被疑者の弁護人あるいは被害者の代理人として取材を受けたり、大きな事件が起きると専門家として出演やコメントを求められたりします。映画やドラマ・漫画などでも、弁護士が主人公の作品が多く製作されるようになりました。

しかし、弁護士のプレゼンスの増加とは裏腹に、例えば記者会見等で、弁護士はどのように何を準備すべきなのか、そもそも、どうしたら抱えている案件をメディアに報道してもらえるのか、メディアはどういう基準でニュースの取捨選択をするのか、などについて知っている弁護士は、まだまだ少ないのではないでしょうか。

今回、司法記者クラブ所属の5名の方に出席いただき、座談会を開催しました。併せて、長く司法記者を務めメディアと弁護士の関係について詳しい澤康臣専修大教授に、特別寄稿をお願いしました。

真実発見という共通の目標を抱える職業のより良い協力関係構築に向けて、弁護士の情報発信の一助にしていただければ幸いです。

LIBRA 編集会議 坂 仁根, 吉川 拓威

CONTENTS

座談会	会:弁護士のメディア対応はいかにあるべきか	2頁
寄和	高: 敵か 同志か 同床異夢か──弁護士と記者の微妙な関係	14頁

座談会

弁護士のメディア対応はいかにあるべきか

日 時:2022年7月22日(金)午後2時~4時

場 所: 弁護士会館 502 号室

出席者*敬称略

司	読売新聞社	稲垣	信
法記	朝日新聞社	村上	友里
者	時事通信社	片岡で	かる
	日本放送協会	伊沢	浩志
Elm P	TBS テレビ	高橋	史子

永野

亮 (65期)

広報室嘱託

司法記者になった経緯など

坂 (司会):初めにみなさまの経歴,司法記者になった経緯,これまでの記者生活の中で印象に残った事件などのご紹介をお願いします。

稲垣: 読売新聞社会部の稲垣です。私は2001年に 入社し、福島支局を経て、2007年に東京社会部 に来ました。これまで司法クラブ、法務省クラブ、 厚生労働省クラブを担当し、司法クラブでは主に 東京地裁、東京高裁、最高裁の裁判を中心に取 材していて、去年の12月からキャップをしていま す。

印象に残った取材としては、全国初の裁判員裁判の法廷取材があります。2009年8月のことだったんですが、3人の裁判官の両横に裁判員の方が3人ずつ並んで、法廷で積極的に質問をするところなどを取材したことがあり、とても新鮮さを感じました。

村上:朝日新聞の村上です。私は2015年4月入社で、最初横浜で、岡山、名古屋と異動しました。東京に来た去年の春から裁判の民事担当を1年間して、今は刑事の担当をしています。

横浜の新人のときに偶然,半年間司法担当をして、そのときに川崎の多摩川で中学校1年生の男の子が亡くなった少年事件や、子供を虐待死させた父親の裁判を、傍聴して取材しました。そこで、法廷で繰り広げられる弁護士と検察官の攻防など裁判の面白さを知り、それ以来転勤の先々で司法担当を志望し、東京に来て裁判担当になりました。

記者として今も原点というか, 自分の核になっているのが, 岡山にいたときの西日本豪雨の取材です。私は県政担当をしていて, こういう災害の

ときは本社から応援の記者が一斉に来て現場に行くんですけど、私は地方総局の県庁担当として、現場にほとんど行けなくて、県庁に毎日通う日々でした。現場に行けないことがすごくもどかしく、記者なのに現場に行かなくていいんだろうかと自問自答をしたんですけど、そのときに上司から、組織ジャーナリズムにおいては、地方総局の記者として災害時の県の対応を取材する県庁担当も大事なんだと言われました。その後、ある程度落ち着いてから現場に通うようになり、生活が続いていく人たちのことを長い目で取材していくことの大事さというのに気付かされました。裁判取材でも共通するものがあり、そういう意味で一番思い出に残っています。

片岡: 時事通信の片岡です。私は2015年入社で、最初は静岡総局に配属され、県警担当をやったあとに静岡市役所と県庁を4年ほどやって東京に戻り、最初は遊軍をやっていました。コロナ上陸の際に少しだけ厚労省もやり、その後、警視庁の捜査二課を2年ほどやって、今年4月から司法クラブの刑事裁判担当になりました。司法担当になったきっかけは特になく、宇宙の担当がしたいなどとは言っていたんですが、専門的な知識を養える担当がいいですというようなことを言っていたら、ここになりました。

印象に残った取材としては、遊軍にいた際に、京都アニメーションの放火殺人事件の現場のバックアップ取材をやらせていただいたり、あとはカルロス・ゴーンさんがレバノンへ逃亡した日に、ちょうど本社の泊まり勤務に入っていたので、とても大変だったというのが記憶に残っています。

伊沢:NHKの伊沢です。入社は2013年で、振り出しが福井県で警察と司法を2年間やりました。その後、



読売新聞社 稲垣 信

福井県敦賀市の支局で原子力発電所の取材を3年間して、4年前に東京の社会部に異動し、最初の2年間は警視庁捜査一課の担当をやって、2年前に司法クラブ担当になりました。東京地裁、東京高裁の担当をこの間まで務め、今月から最高裁も担当になっています。

司法クラブ担当になったきっかけと印象に残った 取材が一緒になるのですが、東日本大震災後の 2014年に福井地裁で、大飯原発3、4号機の運転 差し止めを震災後初めて命じる判決がありました。 その翌年には、仮処分で高浜原発の3、4号機の停止を命じる決定が出ました。その瞬間を取材していて、原発の稼働について賛否はあるにせよ、住民が声を上げることによって、司法判断が出て世の中が動いていく、世の中の動きが変わっていくというそのダイナミズムを間近で見ることができました。人が日々抱えている問題や疑問が動く現場をずっと見続けていきたいなと思い、司法クラブを志しました。

高橋:TBSテレビの高橋です。2009年に入社しました。民放ですので、守備範囲が関東なんです。 社会部に配属されて、内勤業務とともに関東地方 の遊軍記者として、新人時代は取材に当たりま した。

2010年からは国税担当兼検察担当として2年弱司法クラブにいましたが、大阪地検特捜部の証拠改竄事件など、検察庁が組織的に大きく変化するような時期でした。

その後,2012年からは警視庁クラブで生活安全部,交通部,組織犯罪対策部の担当を2年半ほどしました。その後は番組づくりの担当も長く,2015年からは戦後70年特別番組,その年の秋からは土曜日の『報道特集』という番組の担当のディレクター

になり、2019年からは『News23』でディレクターを していました。

7月から社会部に戻り、裁判担当になったところです。入社のときから一度はやってみたいとあこがれていたので、その志望がかなった形です。

過去の印象に残った司法関連取材は、検察担当時代に政治資金規正法違反で強制起訴された小沢一郎氏の裁判です。大きな裁判なので、地裁にテントが張り出され報道特別番組という形で、生放送で各社中継をし続けました。私は裁判担当ではなかったのですが、法廷に入って主文の無罪判決を聞いて、その瞬間の法廷内の様子を、30秒とか1分くらいしか法廷にいなかったんですけど、その短い時間の出来事を、法廷を出た瞬間にすぐに生放送でしゃべらなければいけない。裁判で起こったことを法廷から飛び出してすぐに、しかも生放送で伝えるというのは、今思い出しても緊張する出来事でした。

裁判取材が始まるきっかけ

司会:裁判の取材が始まるきっかけについて、例えば 刑事ですと警察発表から始まることも多いと思い ますが、民事だとどのように始まるんでしょうか。

村上:民事裁判は、記者の個性や興味が結構出せる んじゃないかと思っています。ただ、東京だと報道 が絶対必要な著名裁判がたくさんあるので、関心が あるものを深掘りするという時間はすごく限られま す。それぞれの記者の関心があるテーマ、私だった ら外国人の権利とか家族関係の話とかを取り上げ、 この裁判にはどういう意味があるのかという解説や 当事者の声、サイド記事を付けようと考えて動いた りしています。



司法記者

時事通信社 片岡 ひかる

司会: おびただしい数の事件の中から、どうやってこの事件をやろうと目星を付けるんでしょうか。開廷表を全部チェックしたりするんですか。

片岡: 事前に把握できていない分は、来週分までは チェックしています。

奥:開廷表を見ただけでも分からないと思いますが、 そういうときはどこに着目するのですか。

片岡:パソコンとかで検索して、これはどんな事件 だったのかというのをチェックしています。

奥:代理人弁護士の名前に着目する,つまり,結構 著名な弁護団事件とか,消費者被害の関係の事件 などをたくさんやっている弁護士の事件に着目する というのは、ありませんか。

伊沢:日ごろから取材させていただいている弁護士の方から、「実はこういう裁判が今度あるから見てみないか」というようなお話があったりすることがあります。例えば、すでに社会問題化している会社があって、消費者被害が生じている場合はその会社を探していけばいいですが、そうではないときは、情報提供をしていただくこともあります。

西川:以前,ある記者の方から,取材が始まるきっかけとして結構訴訟記録の閲覧をしています,というお話を聞いたことがあるんですけど,そういうこともされていますか。

伊沢:します。

西川: それは、事件名などで当たりを付けて閲覧する というような流れでしょうか。

伊沢: そういうのもありますし、実際に傍聴に行って みて、気になったら調べてみるとか、そういう感じ です。

奥:民事事件など、傍聴だけだと内容がほとんど分からないということにはなりませんか。

伊沢:はい。なので、それこそ弁護士の顔ぶれだった



朝日新聞社 村上 友里

り会社の名前だったりそういうのを見て、ちょっと 調べてみようかというのもあります。ケース・バイ・ ケースです。

奥: ちょっと大きな話になってしまうかもしれませんが、 実際の民事裁判を聴いて、「裁判の公開」という原則 が実践されていると感じられますか。

伊沢: 現状でも手続きとしては問題なく成立している わけですが、確かに書面のやりとりだけで終わると いうときは果たして「公開」なのかなと思うことは あります。

奥:取材する側からすると、せっかく法廷に行っても、 そこでは情報があまり出てこないという不満などは ないのでしょうか。

村上: むしろ記録閲覧に行けば詳細な裁判資料を見られるので、取材する側にとってあまり不満を感じたことはありません。判決で棄却とだけ言われて終わることもたくさんあるので、原告や当事者の方にとったら不十分かなとも思うんですけど。

どうしたら裁判を報道してもらえるか

司会:弁護士が関心を持っているのは、どうしたら 自分のやっている裁判を新聞あるいはテレビで取 り上げてもらえるのかです。裁判が記事になる、 ならないという判断基準みたいなものはあるんでし ょうか。

高橋: そもそも報道番組自体が1日の間では限られた時間枠の中で、裁判の報道をどれだけするかという問題になります。例えば民事事件ですと、事前に原告の方のインタビューとか、裁判に至った経緯とか、そういった取材に答えていただけると、明日こんな裁判があって、その裁判に懸ける思いを聞きましたというような形で、前日であったり、もしくは

司法記者



日本放送協会 伊沢 浩志

当日に、こういう思いでこういった裁判を起こした方がいて、そこで判決はこうなったんですというような形で報道できます。いわゆるストレートニュースに加えて、原告被告の言い分であったり関連する事柄の取材がプラスアルファでできていくと、ニュースとしてぜひやろうという形になるというところがあります。

特にテレビの場合ですと、カメラでインタビューに応じていただけるかどうかが大事です。ただ裁判所の外観を撮影して1分、2分、3分のニュースを流せるかというとなかなか難しいところがあるので、いかに映像化していくかというところを、時には弁護士の方々にアドバイスをいただきながら、取材をしていくことが多いと思います。

司会:裁判にくっついてくるヒューマンストーリー みたいなものがあると取り上げやすいということで すよね。

高橋: もちろん裁判によると思いますし、どの裁判かによっても違いますけれども、そういった面もあると思います。

奥:弁護士の側が取り上げてもらいたいという思いがあるのであれば、判決が出る前の事前の段階から当事者の声を具体的に示すなどしてしっかりとストーリーを提示するということが重要ということでしょうか。私などは、生の事件で依頼者がいて、勝ったら取り上げてもらいたいけど、だめならもうそれ以上必要ないと思ってしまうのですけど、皆さんからすれば、その手前の段階、結論が出る前だからこそニュースバリューがあるという感じなのでしょうか。

村上:最終的な判断がどうなるか分からないですけど、 報道するタイミングとして、判決前に出すという こともできます。結論が負けでも勝ちでも、こう



TBS テレビ 高橋 史子

いう裁判が起きているということを知らせるという 意味でできると思います。今までの個人的経験ですと、本当に毎日たくさんの裁判がある中で、弁護士から取りあえず相談をしてもらったりするのはすごくありがたいです。それで負けた場合にやっぱり記事にしないでほしいと言われたこともあって、その場合には判決時に記事を出すのはいったんやめて、記事にするタイミングを考えるということもありました。

西川: なかなか記者の方と個人的に連絡を取れるよう な弁護士は少ないと思います。意義のある事件だか ら記事に取り上げてほしいと思ったときに、どこに アクセスをしたらつながるのかが分かりづらくて、 その辺はいかがでしょう。

伊沢:記者クラブにご相談いただいても結構ですし、 時間が合えば別に会見でも結構ですし、レクチャー をしていただいたり、あと情報提供という形で資 料を提供いただくという形でも全然結構だと思い ます。私たちは日々取材していますので、現場で お声掛けいただくというのも取材のきっかけになり ます。

高橋:司法クラブは幹事社が各月担当しておりますので、弁護士から裁判資料の提供がありますとか、こういったことで会見を開きたいですとか、そういったことを幹事社とやりとりしていただければ。もちろんすべてをお受けすることはできないかもしれないですけれど。

奥:幹事社というのは毎月替わるんですか。

高橋: そうですね。毎月。

伊沢:順番で。

西川:記者会見を開くかどうかというのは、幹事社が 決めるのでしょうか。

村上:基本、幹事社が判断します。



副会長 奥 国範 (54期)

伊沢: これだから受ける, これだから受けないとかというよりは, 同じ時間帯に先約があったりすると, ちょっとご相談させてくださいとかという形です。

高橋:基本的には開かれた場です。

片岡:弁護士会からではなく、個人の弁護士から会見をやりたいという投げ込みがある場合はあります。 記者クラブの談話室に投げ込みのプレスリリースが置いてあったり、張り出しという形で掲示されて記者にお知らせされています。

永野:司法記者クラブなるものがあるというのは分かるんですけど、そういうところに持ち込めば記者会見できるというのはあまり知られていないと思いますが。

村上: 幹事社によると思いますが、最近は個人の弁護士から突然幹事社が会見の依頼を受けた場合でも、基本的にお受けしてはいます。ただ全部受けていたらすごい数の会見になってしまうので、本当に人が集まりそうかということを幹事社が判断して開くときもあります。

司会:大きな裁判を抱えている日だってありますよね。 ということは、弁護士はまずそういう予定を見極める ことが大事だということですね。

村上:相談を受けたときに、この日は大きい判決があり、ちょっと人が集まらないかもしれませんが、という話をさせてもらったりする感じです。

記者会見を開くときの注意点

司会:記者会見を開く弁護士に対する要望をお聞かせください。

稲垣:法律用語というのはすごく難く、考え方も難しいですし、専門性が高いです。一般の人でもすぐに理解できるような易しい言葉で、かみ砕いてご説明

いただけるとすごくありがたいです。

司会:よく弁護士が言うんですけど,事前に記事をチェックさせてもらえないのかと。その辺はいかがでしょう。

片岡:基本的には絶対に取材先に原稿を見せてはいけないと言われています。利害関係が対立している場合もあるので、こちらは公共性の観点から出したいと思っていても、見せると取材先から記事そのものを取り下げてくれと言われる場合もありますので、見せないですね。口頭で記事の内容を説明して確認する場合はあります。

奥:私も、これまでに何度か、対象のテーマが法的に 難しい内容であるということもあり、夜中まで記者 とやり取りしたことがありますが、そのときもやはり 記事の案文は、該当の部分しか送っていただけず、 記事全体の中でどのような位置づけの記載なのかは 事前には教えてもらえなかったです。

村上:最低限できても、たぶんそこまでなんです。間違ってはいけないので、なるべく概要とか、こういう文脈で紹介しますというのは説明するようにしますけど、やっぱり記事そのものを見せるということは難しいと思います。

取材の一元化の可能性・実名報道について

司会:例えば私たちが犯罪被害者の代理人になった場合でメディアスクラム(集団的加熱取材)になりそうになった場合に、記者クラブを通じて情報の発信を一元化するということは可能なんでしょうか。

片岡:メディアスクラムが発生しやすいのは、恐らく 事件が起きたばかりの段階だと思いますが、その 段階は司法クラブではなくて、警察の記者クラブが



広報委員会委員長 西川 達也 (61 期)

取材を担当しています。その場合、幹事社がどこの 会社かを聞いたりして、「各社1人ずつでの取材を お願いします」とか、「幹事社を通じてこの資料を 渡してください」とか、そういうふうに対応していた だくと円滑になると思います。

高橋:原則、各社がそれぞれの責任を持って取材しますが、近年、メディアスクラムへの懸念を一般市民の方ですとか当事者の方々がお持ちであることは承知しています。ケース・バイ・ケースですが、最近でいうと京都アニメーションの事件は、できるだけメディアスクラムを避けるようにと代表取材がされた例だと聞いていますし、そういったケースも時々あると思います。

伊沢: 私が警視庁のときに経験しましたが、池袋の 暴走事故のときは、最初はメディアスクラムみたいな 形になりました。私たちもメディアスクラムになる のは本望ではもちろんないのですが、やはり大きい 事件になると様々な報道機関が入ってくるので、 報道を制限するのは正直難しいところはあります。 しかしこの事件のときは、数日たったときに、被害 者のご遺族の方が記者会見で発言をしてください ました。私たちも好き好んで押し掛けているわけで はなくて、ちゃんと声を届けたいという思いでやっ ているので、そういう形でお話を伺う機会を設けて いただくということも選択肢の一つなのかなと思っ ています。

司会:関連で実名報道についてお尋ねしたいんですが、 メディア側はなぜ実名が原則なのか、教えていただ けますか。

片岡: (匿名にすると) 捜査機関が徐々に情報公開を 行わなくなって, 恣意的な運用になることを問題視 しているというのが, 建前というか前提としてあり ます。しかし, メディア側の判断で匿名にすること もあります。著しく死者の名誉を傷つけるとか、差別を助長するとか、そういう場合です。捜査機関が匿名で発表することを、メディア側がすごく拒絶しているという形です。全部匿名にされると何も分からなくなってしまう。

奥: 捜査機関による実名公表の問題と、報道機関による実名報道・匿名報道の問題は、一段階、次元が違うように思っています。捜査機関が情報を出さないと、メディアによる検証もできなくなってしまうし、それは捜査機関の暴走などにつながりかねないのではないかと思っているのですが、実際に皆さんは実名公表や実名報道についてどのように考えていますか。大原則として皆さんが大事だと思っていらっしゃるところを教えていただけるとありがたいです。

片岡:被疑者と被害者とでたぶん変わります。被疑者については、市民にその犯罪を報道することによって、犯罪というのはわりに合わないことだという抑止効果みたいなものを期待して報道がなされるべきかと思います。あと、捜査機関の捜査が適正に行われているかをチェックしていく中で、やっぱり被疑者名公表というのは絶対必要なんじゃないかという思いで私はやっています。被害者についてはケース・バイ・ケースと思います。

司会:被疑者でも名前が出る場合と出ない場合がありますが、何か基準はありますか。

片岡:普通の人が例えば万引等で捕まったりした場合って、そもそもニュースにならないので、基本的にニュースになるような話で捕まった場合は、実名というのが基本だと思います。

奥:必ずしもそうではないのではないでしょうか。例 えば、地方公共団体の職員が被疑者となった事件の ような場合、犯罪事実としては小さな事件であった



LIBRA 編集長·司会 坂 仁根 (70期)

としても、公務員が行ったというところにニュース バリューがあると思うと、実名までは出さずに「県 庁の男性職員 (何歳)」として報道がなされたりする ように思います。その場合、匿名報道のままで終わ っていたりするかなと思います。

高橋:逮捕で身柄拘束をされた場合には基本的には 実名ですし、それが書類送検であったり在宅起訴 であったりした場合にどうするかは、各報道機関で 判断していると思います。

奥:身柄拘束の有無というのは、報道機関としても 重視している要素ということになりますか。

高橋:そうですね。任意の取り調べに応じて書類送 検をされた人と、実際に逮捕された人と比べれば、 実名・匿名という判断も分かれてくるところがあり ます。書類送検だから実名を書かないということで はないですけれども、判断材料の一つにはなると思 います。

西川: 例えば民事で、事件自体は世に問いたいけれど も、当事者の方、被害者の方としては名前や顔は 出したくない、というような取材は受けてもらえる ものなんでしょうか。それともやはり名前、顔が出た 方がよいですか。

高橋:本当にケース・バイ・ケースで、例えばテレビ の場合、カメラ取材には応じられないけれども、取 材を受けてもいいですよと言われることもよくあります。けれども、テレビのニュースとして伝えるためには、顔が分からない形であっても、音声でしゃべっているところを伝えさせてもらえませんかとお願いすることもあります。

西川:少し話が戻ってしまうんですけど、記事として 取り上げるかどうかというのは、新聞社、通信社など 活字のメディアと、テレビ局とで基準が違ってくる ものなんでしょうか。



LIBRA 副編集長 富田 寛之 (48期)

東京弁護士会

村上: 今はデジタルがあるので、紙面には小さくしか 載らないけどデジタルで長物を載せようとか、紙面 向けとデジタル向けで記事の書き方も違います。私 もある意味で実名原則だと思っているんですけど、 手口がすごく面白いとか、置かれた状況やエピソー ドにすごく意味があるとかだったら、全然特定され ない匿名の形でも記事は成り立つと思っています。 逆に、匿名にすることですごく具体的にエピソード を話してもらえるならとか、そこのバランスでしょ うか。

高橋:性犯罪の被害者や少年事件など,実名が原則であっても当事者にとって著しく大きな不利益があると判断した場合は,もちろん匿名にして伝えることもあります。

弁護士・弁護士会に対する要望

司会:皆さんが司法記者として弁護士に抱いている 印象,弁護士や弁護士会に対する要望をお聞かせ ください。

稲垣:弁護士という職業は、なぜ弁護士になったのかという志を仕事に生かせる自由な職業なのではないかという印象を、私は持っています。報道機関の記者とちょっと近い点があると思っているのですが、例えば犯罪被害者の救済ですとか薬害被害者の救済ですとか、あるいは社会の不正の追及ですとか、役割にすごく近いものがあるのではないかとも思っています。

よりよい社会を目指すという部分においてはやはり同じものなのかなというふうに感じていまして、協力関係やお互いの理解をさらに深めることができれば、と思っています。

司会:現状,協力関係がうまく行っているとは必ず



LIBRA 副編集長 吉川 拓威 (59期)

しも言えない理由は、何だとお考えですか。

稲垣:私はそのようには思っていなくて、例えばオウム真理教の事件で坂本堤弁護士が被害に遭われたということで、あの事件に関しては弁護士会の多くの方々が、暴力やこういうことに屈してはいけないんだという思いで、被害者の救済のために奔走されている。その傍らで取材をした経験があるんですが、そういう弁護士の方々の活動を広く多くの人たちに知ってもらうということでは、協力関係があったと思っています。

村上:私も稲垣さんと同じですけど、私が岡山総局にいたとき、臨時国会を召集しないのは憲法違反だという憲法53条の違憲訴訟が提訴されました。岡山の弁護士の方々や議員が、この臨時国会が開かれないのはおかしいじゃないかという素朴な疑問というか不満から裁判が生まれたというのを、私は提訴のときに間近で見ました。やっぱり弁護士って社会を動かす、裁判が社会を動かす力があるなというのはよく感じていました。

この前東京高裁で判決があった旧優生保護法の 裁判もそうですけど、あこがれもありつつ同じ方向を 向いているというか、裁判を起こすだけでもし負け てしまったら法律上は何も変わらないかもしれない けど、そこで記事に何でこの裁判に意味があるのか ということを書くことで、より多くの人にその問題 を知ってもらえるという意味で、本当に相乗効果が あるかなとは思っています。

どういうふうに弁護士と記者が接点を持つかというところですが、今まで経験したケースですと、会見で名刺交換をしただけでほとんどしゃべっていない弁護士から、突然こういう話があるんだけどと相談を受けたこともあります。そういうお声がけも、私たちからするとありがたいです。



東京弁護士会

LIBRA 編集委員 雨宮 慶 (45 期)

記者ももっと努力をしないといけないのかもしれないですけど、記者は何でもすぐに書くわけじゃなくて、話をちゃんとして信頼関係を築いた上で書くタイミングやどのように書くかを相談しながら判断をするんですというのを分かってもらえたらな、と思います。

片岡: 再審開始に向けて闘っている弁護士とか、刑事事件の弁護をされている弁護士とかは、とってもかっこいいなと思いますし大変だろうなと思いますし、あこがれる部分もあります。ただ、何かちょっと過度に警戒されていると思うときもあって、より理解を深められたらいいなと思っています。

司会:警戒されているというふうに感じるのはどんな ときですか。

片岡:しゃべりかけた際にずっと会話がなくなって、考え込んでしまって黙っちゃうみたいな (笑)。何か言ったらまずいんじゃないかという気持ちになるのかもしれないですけど。たぶん普段は司法クラブにいらっしゃる弁護士さんではなくて、記者と接していることが少ない方だと、そうなる傾向にありますかね。

雨宮:弁護士って、こう書かれたら困ると恐れているところがあるのかなと思います。そこは突っ込んで聞いていただいてもいいのではないでしょうか。

伊沢:日々の取材をしたり会見や法廷での弁護士の皆さんの様子を見させていただいて、本当に様々な分野のプロフェッショナルで、それぞれの弁護士がこの分野を極めている、この分野に思いを持って日々の活動をしているというのがよく分かります。一般の方もそうだと思いますけれども、いつも弁護士の皆さんは本当に頼りになる存在だと思っています。



広報室嘱託 **永野** 亮 (65 期)

一方で、すごいプロであるが故に、何が問題になっているのかというのが少しずれることがあります。これってすごい問題提起をしている裁判なんですよということが私たちから見ると気付けるんですけど、皆さんはプロなので、もうこれは今まで結構あるからというような形で、見過ごす部分もあるのではないかと思ったりします。

また、何でこのタイミングでお話をしてくださった のかなと思うこともあります。私たちも取り上げた いのに、判決の3日後とかにお話をしてくださって、 ちょっともう取り上げにくいということもあったりし ます。そういうところをもう少し意識してお話をし てもらったりアドバイスをしてもらうと、今後はより メディアと弁護士の皆さんの思いが一致するのかと 思います。

世の中を良くしたい、声なき声を届けたい、困っている方を助けたいという思いは共通していると思いますので、そこでいい関係を作れるようにお願いができたらと思っております。

吉川:判決の3日後だともう遅いということなんですね。

伊沢:一番いいのは、こういう判決が実はあるんだけ ど、こういうことが今は争点になっていて、こうい う社会的な背景があるからちょっと話を聞いてと いう説明が事前にあることです。そうすると私たち も注目することができて、記事化を検討することが できます。

それがもう判決から3日ぐらいたってしまったり、 当日いきなりこんな判決が出ました、これはこうい うことなんですと言われても、書くのは難しいことも ありますから、本当に大事なんだと思うものはなる べく早めにアクションを起こしていただけると非常 にありがたいです。 すごい違憲判決が出ていたとかだったら後日でも 書く可能性はありますが、何で当日のニュースになっていないんだという一般の方々からの疑問に答え にくいので、後日のニュースでは取り上げるのが 難しくなってくるというところはあります。

吉川: その判決が勝てるか負けるか分からなくて、事前の連絡を控えるときもあるじゃないですか。先日、判決の当日に記者さんから電話がかかってきて聞かれて、その翌日ぐらいに匿名でしたけど新聞記事になったのがあったんですけど、そういうこともあるんですか。

伊沢:当日,もしくは翌日の朝刊ぐらいの時間感覚で考えていただけると,非常に私たちにとってはやりやすいです。

富田: そうしたら、結構前から相談して、こういう争点があって社会的に取り上げられる価値がこの事件にはこうあるということで判決日に向けてお話を進めていけば、その判決の当日なりに出していただける可能性もあるということでしょうか。

伊沢:各社の判断になりますけれども、まったくゼロベースで取材するよりは一緒に考えさせていただくこともできますし、先ほど高橋さんもおっしゃいましたけれども、それまでに例えば原告の方のお話を伺おうとか、この訴訟が起きた背景にはこういう制度の不備があるということもいろいろ事前に取材ができて、そういうところも含めて放送だったり報道することができるので、やっぱり事前に知らせていただくことも大事です。

富田:テレビだと時間枠かもしれないですけど、新聞だったら紙面のどこにいくかみたいな話かなと思いますけれども、こういうプラスアルファの価値があるんですよみたいに弁護士側がプレゼンをすることはできるんでしょうか。



伊沢:背景などを説明できた方が、社内で判断しやすいですよね。何かよく分からないけど判決があるのでというよりは、ちょっと考えようかというきっかけにはなります。

それが大きく取り上げられることにつながるかどう かはまた別の問題ですが、ニュースの一つの選択肢 にはなります。

雨宮:今お伺いして感じるんですけど、やっぱりおっしゃったタイムラインというのを弁護士は全然知らなくて。例えば夕刊なり朝刊の締め切りの時間が何時ということでどれぐらいに情報提供をしなきゃその日は載らないよというところとか、事前に準備をしておかないと時機を逸してしまうというようなところって、記者さんにとっては常識なんですけど弁護士にとっては全然常識じゃないんです。その辺のところで弁護士はもうちょっと知っておいた方がいいよねというようなところがあったら、ご指摘いただきたいです。

高橋: 例えば会見で言いますと、代理人だけでなく当事者の方が登壇されるかどうかも結構大きな位置付けです。弁護団の方々に判決の意義を説明いただくのも重要ですけれども、当事者の方がどういう思いなのかも聞きたいところです。撮影が難しい方もいるかもしれないですけど、そういう場合は、こういうコメントですということでも、ニュースになりやすいと思います。そういったものがあると、ぐっとその裁判が身近なものになり、生き生きとしたニュースになっていくのかなと思います。

雨宮:情報量についてはどうですか。弁護士ってわりとものすごい長い文章を送りたがるんですけど、具体的に言うとA4を2枚までとか1枚までとかがいいのか、そういう制限はないから何でもくれという話になるのか。おそらくタイミングにもよると思い

ますけど。

村上: レクを開いてもらう前に、書面そのものをいただいた方が意外とすごく助かります。訴状や判決の最終準備書面とかをとにかくいただいて、それを記者が読んでレクに臨むというのがベストです。ただ個人情報もあると思うのでもちろんマスキングしていただいて構いません。

雨宮: 最終準備書面ということですか。

高橋:そうですね。判決だったら双方の主張がまとまっている書面、提訴だったら訴状とか。会見も30分しか一応枠がないので、そこで一から質問をすると全然もう時間が足りないとなるので、記者側も理解をした上で会見に臨むというのがスムーズです。

村上:判決前の事前勉強会をしていただけるとすごい ありがたくて、そこで争点とか、双方どういう主張 をしているのかを整理し、記事を準備することがで きます。東電の原発訴訟みたいなものだと、まとめ ていただいた方が確かにありがたいです。

雨宮:記者会見ですと、弁護士が伝えたいことと、 記者さんたちが知りたいこととのたぶんギャップが あって、そこを埋めるのに時間がなくなっちゃうと いうのがあるのかなという感じです。弁護士が知って いるとすごく役に立つというところを教えていただ ければうれしいです。

高橋:伊沢さんもおっしゃいましたけれざも、私もこれまでの番組担当時代にお付き合いをしていただいた弁護士の方の印象って、本当に専門性がそれぞれあるんだなというのを、改めてですけれども感じています。いわゆるテレビドラマで描かれる刑事弁護人みたいな方だけでなく、離婚訴訟を中心にやられていたり、薬害事件、労働問題をやっている方もいたり、さまざまなフィールドで、それぞれの専門性で



裁判をプロとしてやられているんだなというふうに 尊敬しているところです。

弁護士の方や弁護士会に望むことということですけれども、もし会見を開いていただいたりするのであれば、できるだけQ&A、質疑応答を大切にしていただけると助かります。

確かに私たちも不勉強なところがあって専門性も持っていないので、裁判についてレクをしていただけるととても勉強になるんですけれども、気付いたら30分ぐらい弁護士の方々がずーっと話している状態ですと、こういう理解でいいのかなとか、ニュースにするときにはこういう言葉に言い換えてもいいでしょうかというところが、会見の時間内に聞き切れないことがよくあります。もし準備できる書類などあって事前に読み込んでいけるものは私たちの中でも勉強させていただいて、その上でもし会見となったときには紙の読み上げみたいなものは少しにしてもらって、あとは記者とのやりとりの時間を意識していただければ大変助かるというのが一点。

あと、メディア嫌いの弁護士の方も中にはいらっしゃるのかなというところもあるのですが、こちらからアクションを示してお伺いしたときに、まったく電話も取り次いでもらえないということではなくて、こうこうこういう理由だから話せないとか、依頼人のこういう意向があるからこれについてはコメントができないとか、そういったやりとりができたらと思います。こちらとしても双方の主張をきちんと聞いた上で、例えば「コメントできない」といういわゆる定型文のような答えになったとしても、その中にきちんと人と人との、取材者と弁護士とのやりとりがあった上でのコメントであれば、というところがありますから、門戸を閉ざさずに

コミュニケーションを取っていただけますと幸いです。

司会:最後に奥副会長から。

奥:非常に有益なお話をお聞きすることができました。 稲垣さんが最後におっしゃっていて、ほかの皆さんも うなずいていらっしゃったように、メディアの人たち、 報道に携わる人たちと我々弁護士は、基本的に、 同じ方向を向いているのだと感じました。

ただ弁護士と記者の立ち位置が違うという面も 否定できず、相互のコミュニケーションのあり方に 課題を感じています。弁護士は、社会的に有意義 なことをやっていい判決が出たら、当然報じてくれ るものだと思っている部分がありますが、他方で、 そういった情報は弁護士が報道機関にアウトリー チによる情報提供をして報道してもらわないと、 一般の人には伝わっていかない。また、弁護士は、 ニュースとして取り上げてもらうための、報道機 関の皆さんのタイムスケジュールやニュースバリューに対する意識について、十分に認識できていないのかなとも思います。こうしたギャップを今日の 座談会を機会に、少しでも埋めていければと思います。

私は、これまでに何度か取材を受けてきたことが ありますが、村上さんがおっしゃっていたように信頼 関係をどう構築するか。

弁護士にとって、報道機関に対し、単に面白そうな内容だったからといって切り取られ、本質じゃないところを書かれてしまっては困るという防御心があるかもしれず、これが弁護士と報道機関の間の不要な溝を生んでしまっているのかもしれないと思いました。日頃から、お互いがしっかりとディスカッションをする機会を増やしていきたいと思っています。本日はどうもありがとうございました。

寄稿

敵か 同志か 同床異夢か――弁護士と記者の微妙な関係



専修大学文学部ジャーナリズム学科教授・ジャーナリスト 澤 康臣

弁護士と縁が深い記者人生である。共同通信記者として1990年から2020年までの30年,事件,裁判の取材や調査報道に関わった。あちこちの事務所を訪問し、ときには居座って酒を飲み、議論し…。愚かな新人記者の私に、制度の基礎から個別事件の解説まで手ほどきをしてくれた初任地水戸の弁護士さんたち、計7年を過ごした東京の司法記者クラブで苛烈な競争に弱り果てた私に助け船を出してくれた弁護士さんたち。温情に支えられ、どうにか情報を市民に届けることができた。職を転じてジャーナリズム研究教育に携わり、学生や若手記者と議論するとき、こんな弁護士と記者の大切な縁を語ることになる。

不倶戴天? 弁護士と記者

「ごめんください…ごめんくださーい」

法律事務所のドアを開け、大声で呼びかけ、メディアから来た記者だと告げる。事務員が面倒くさそうに「弁護士は電話中です」と応える。体よくあしらわれてしまうと予感し、事務員が席を外した隙に弁護士の部屋を直接ノックしてみる…。

米映画「スポットライト 世紀のスクープ」に こんな場面がある。米紙ボストン・グローブの調査 報道チームが、カトリック教会の子ども性虐待と その隠蔽を明らかにした実話に基づく、記者たちの ストーリーだ。報道は2003年にピュリツァー賞を 受賞、映画も2016年のアカデミー賞作品賞を受賞 した。

ボストンはカトリック信者が多く教会は巨大な宗教権力である。グローブ紙の編集局長は就任すれば 枢機卿を表敬訪問するならわしだ。地元紙として, 教会の汚点を暴けるのか。 記者たちがまず頼ったのが弁護士である。被害者が教会側を訴えた訴訟の原告代理人,変人で鳴らすガラビディアン弁護士だ。それが先の場面である。

突然現れたレゼンデス記者を追い返そうと, ガラ ビディアン弁護士は次々に言う。

「話せない。忙しいんだ」

「もうフェニックス紙 (ライバル紙) に話した。 それを読め」

「訴訟記録なら閲覧制限が出ているから渡せない」 「メモを取るな! あんたに話す必要はない|

なかなかの強者である。実際、ガードの固い弁護士は日本にもいる。これらのセリフは私にも記憶がある。日本の多くの記者も経験しているだろう。そして、こんな情熱がある弁護士の方が脈がある。

「ガラビディアン先生, 話せないことがあるのは 承知してます。でも私, これは大事な話だと思うん です」

「フェニックス紙はもう誰も読んでおらず,力もない…でも我々には力があります。我々が書けば,みんなが知ってくれます」

真剣な記者の問いかけに、少しずつ軟化する変人 弁護士。

「教会は世紀単位でことを構える。新聞社ごときに 勝てるか?」

「勝ちます。でもうかがっていいですか…先生は 勝てるんですか」

深刻で極めてデリケートな事件である。弁護士に 安直な対応が許されないのは当然だ。だが記者も真 剣である。市民に訴え、社会を動かすつもりでいる ことを本気で説得しなければ、弁護士は分かってく れるはずもない。記者の言葉でよく取材相手を「口 説く」というが、誠意を尽くし本当の気持ちでぶつ かっていく気概がない記者に「口説く」ことは到底 できない。

報道という厄介な存在

それはそうだろう。そもそも報道により、当事者に直ちにメリットがあるとは全くいえない。どう報じられるかわかったものではないし、世間の反応となるとなおさらである。他国に比べ非常に匿名発信が多い日本のソーシャルメディアの反応は特に、ろくなものにならないようにも思える。

事案によっては、報道を通じ市民に広く訴える価値は高い。社会の前進は、人々の闘いと言葉と姿が他の市民に共鳴して実現してきた。それでもなお、情報は思いのままコントロールできるものではない。ひとたび発信された情報は公共のもの。そしてただちに現代史の一部になる。誰かの都合で消すことは技術的にも倫理的にも難しい問題を伴う。

だから報道内容を事前に記者とよく話し合ってか ら発信すればいいのではないか。

そこに矛盾がある。弁護士は通常、当事者の代理人として当事者の利益のため奮闘する。情報の面に当てはめればスポークスパーソン、広報担当者の役割となる。当事者の利益にならない情報は阻止し、当事者に利益になる視点をプッシュするのは弁護士として当然の責務となろう。

記者の倫理は別なところにある。「ニュースは歴 史の第一稿」といわれ、世界的に読まれる「ジャーナリズムの原則」(ビル・コバッチ、トム・ローゼンスティール)はジャーナリズムの目的を「市民が自由になり自治ができるため必要な情報を提供すること」と説明する。個別当事者の利益とは別文脈だ。市民と社会と歴史のため、克明で検証可能 な記録をすることが求められる(そこに、しばしば 議論となる実名報道の、責務としての存在基盤も ある)。

書かれる当事者のためではなく市民の自治のため―。だから、先の「ジャーナリズムの原則」はジャーナリストの掟として、真実であること、市民への忠誠、権力の監視などと並び「ジャーナリストは、取材対象からの独立を保たなければならない」を挙げる。「中立」ではなく「独立」。目の前にいる取材相手の利益をことさらに目的として報道することがあってはならないのである。

記者は誰のために

それゆえに、記者が取材相手に対し、取材と事実確認のラインを越え、報道内容の事前チェックを受けた場合は「独立」の脅威という問題が発生する。これをすれば、事実上取材対象者の監修を受け、編集過程に関与させることになる。報道としての純粋性を損ない、広報・宣伝の色彩を得はじめる。

もしも人気ユーチューバーが「おすすめ商品」を 語るとき、裏で製造・販売元と金品のやりとりがあ ればそれは「ステルスマーケティング(ステマ)」、 つまり広告であることを隠したアンフェアな広告と みなされ得る。このような裏の利害関係を持たない という前提で、プロの報道は市民に信用していただけ る。報道する対象の代理人でなく、誰の代理人でも なく、あえて言えば「市民の代理人」という意識で、 第三者として報道しているという姿勢を保つことは 生命線である。

とはいえ, ものを知らない記者に複雑な話をして, 正しく理解し, 的確に報道してもらえるのか。取材に 応じた側からすれば当然の懸念だ。報道の独立を害さないよう原稿チェックは避け、かつ正確性を担保できるだけの十分な取材コミュニケーションをとる難しさは、英語圏の報道実務でも「独立性と正確さのバランス」の問題として悩みの種になる。2012年にワシントン・ポストのダニエル・ドビセ記者がテキサス大学に関する記事の原稿を大学側に事前に見せたことが露見し強い批判を受けた。このとき同紙のブロークリー編集主幹は事前の原稿チェックはすべきでないと改めて強調し、例外は安全保障のような機微な記事、科学や政治のような複雑な記事で「言葉の用い方や、記事の一部分」について取材相手に知らせること、ただし正確を期する目的に限ると述べている。

日本の実務では、カギカッコの内側や微妙な事実 関係、専門知識関連などは細かく具体的に確認を 求めることも多いが、その人が権力者か脆弱な立場 かなど、すべてはケースバイケースというほかない。

英米メディアから私自身が取材を受けた際、コメント部分も含め報道内容の事前確認を経験したことはない。英米で自分が取材した際に、取材相手から確認を求められたこともない。米高校生向けジャーナリズム教科書「A Newshound's Guide to Student Journalism」は、原稿内容のコントロールを取材相手に渡すことは「信用を破壊し、倫理に反する」と警告し「悪しき前例になる」と戒める。

独立の立場にこだわることは、何より記事の内容がどの当事者にとっても「ちょっとなあ」と思われ、結局全当事者から疎まれることになりかねない。「ジャーナリズムとは、誰かが報じられたくないものを報じることだ。それ以外は宣伝に過ぎない」という。この言葉を述べたのは英作家ジョージ・オーウェルとの説もあるが出典は確認されず、事実上「詠み人

知らず」である。

私が司法記者だったころ、弁護士をうらやましく 思ったのはステータスや収入よりも「誰かのために 仕事をし、その誰かから感謝される」ということだっ た。弁護士の仕事には大変な苦心や誤解、危険も あるとは思う。しかし記者は「目の前の誰かのため に仕事をする」ことが許されないのは、ときにひどく 寂しいことである。

弁護士と記者の協働は

それでも記者は誰もが社会の役に立ちたいと思っている。困っている人々の声となり、社会問題の解決に向かう人々の議論を呼び起こしたい。そんな人々の近くにはしばしば弁護士がいて、力になろうと奮戦していることもまた、記者は知っているし、そういう仕事に敬意を持っている。労働、環境、消費者、差別をはじめとする課題に向き合い、公正な刑事手続きを実現し、世の中を少しでもましにしたいという気持ちは、弁護士と記者でしばしば重なりあうと、自分自身の経験から確信している。

記者にできることは事実を掘り起こし、明らかにしていくことだ。政治や行政やビジネスの不正と怠慢、社会の矛盾を発見する努力を続けなければならない。そのために情報の開示が欠かせない。近年の森友・加計、桜を見る会の問題でわかったのは、公文書の保管が不十分で、あまりに早く廃棄され、ときには意図的に改変さえされていたことだ。行政文書の情報公開制度は20年間ほぼ進歩がなく、しばしば「ノリ弁」と呼ばれる非開示に阻まれる。個人情報保護法はその大切な精神よりも、むしろ面倒ごとを避ける口実に借用されているように思われる。

いや、記者ならこんな表向きの制度に頼らず、 プロとして人間関係を駆使し、秘密情報源を構築 して乗りこえるべきではないか。もちろんだ。ただ それにどこまで頼るのか、が問題である。

人間関係取材によってこうした非公式情報を得るとき、記者は情報源に借りを作る。そして多くの場合、情報は権力者をはじめとするエリートのところに集まる。取材が人間関係取材ばかりになれば、記者はエリートたちに頭が上がらなくなりかねない。少なくとも「今後、気まずくなったら、情報提供を渋られたら…」という懸念はつきまとう。記者は図太さを持つべきだが、それでも経験上、このプレッシャーは記者の思考に著しく影響する。

公開情報の拡大と情報開示の実現こそ,こんな しがらみから記者を自由にする。厚意に基づく恩 恵ではなく,人間の権利として情報を得られ,情 に縛られない。市民への真実情報の流れが円滑に なる。

でもどうすればそれが実現するのか。そこに、弁護士と記者の協働の場があるように思われる。

米国の「報道の自由のための記者委員会」は広範な弁護士の支援で情報開示や取材の権利確保を推進する。同委員会の弁護士たちは、情報開示請求に対する非開示決定への異議申し立てや開示を求める訴訟の代理人として、また、記事に対してSLAPP(スラップ)訴訟などの訴えを起こされた場合の代理人として、報道・情報の自由の立場で記者とともに闘う。裁判の公開も同委員会が取り組むテーマで、訴訟記録の過度な閲覧制限と闘い、コロナ禍でオンライン傍聴を求めるなどしている。

英国の「メディアローヤー協会」は各メディア企業の社内弁護士が作る。同国の個人情報保護機関「情報コミッショナー」によるメディア牽制に反論や

意見発表を行ったり、裁判所当局と交渉して裁判の 公開と記者の法廷取材・報道の権利を確保する綱領 をまとめたりしている。近年では、記者にネット上で 嫌がらせや罵倒を行うオンラインハラスメントが悪化 していることを受け、法的な助言や対抗手段をまと めた指針を発表したことも知られる。

冒頭に挙げた映画「スポットライト」で、カトリック教会の子ども性虐待の闇を追う米紙ボストン・グローブもまた、取材の過程でこうした法的手段を用いる。真相解明のため、被害者が教会側を訴えた訴訟記録の閲覧制限を解除する申し立てを起こすのである。

教会側は抵抗する。巨大な宗教権力相手の, 勝ち 目の薄い争いだと, 他紙記者から冷やかされる。

だが、レゼンデス記者はいつしか気脈を通じるようになった変人弁護士ガラビディアンのアドバイスを経て、とある場所でこの内容が書かれた文書にアクセスする。裁判官が問う。

「これは…かなり機微に触れる内容だが」 「機微は関係ないでしょう。公開のものです」

「これを記事にした場合, どう報道責任を取るのか?」

「書かない場合、報道責任はどう取るべきでしょうか? |

伝える責任と義務――これは誰か特定の人の利益にならず、むしろ当事者の方々に著しい迷惑や困惑となりかねない。「良い報道なら応援する」という恩恵の発想でなく、権利の文脈となると良い顔をされず、総論賛成、各論反対となりがちなこの概念を、英米ではメディアローヤーが記者と協働して支える。日本でも自治と民主主義を支える情報のため、弁護士の方々とジャーナリズムが協働する枠組みの可能性を、私は今真剣に考えている。



東京六大学野球リーグではリーグ新記録となる 23 本塁打を記録し、1997 年読売ジャイアンツに入団。 入団 1 年目から主力として活躍。2015 年にプロ野球選手を引退し、同年読売ジャイアンツの監督となる。 現在は、野球評論家や読売ジャイアンツの特別顧問として多方面で活躍されている。

聞き手・構成: 古橋 夏樹, 富田 寛之, 小峯 健介

―― 何歳頃から野球を始められたのでしょうか。 少年野球を始めたのは4年生ですね。

―― 小学生の頃から目立った選手だったのですか。

小学生から大学生のときまで、常に1年、2年上の 学年のチームに入っていました。

―― 中学のときは海外遠征のメンバーになっているので すね。

ポニーリーグの代表として、海外に行ったことは ありました。

―― 高校1年、2年と甲子園に出場されて、慶應大学でも 1年生の春からレギュラーとして活躍されていましたが、プロ野球選手になろうと思われたのはいつ頃からでしょうか。

何となく意識を持ったのは高校生ですね。ただ、 その頃はまだプロに行くことについて現実味を持って 考えていたわけではなく、野球のスカウトが見に来た り、新聞、メディアに注目選手として取り上げられる ようになったりして、周りから意識させられるように なったという感じです。桐蔭学園では、高校から直接 プロに行くことは少なく、まずは進学するという伝統 のようなものがありましたので、高校生の頃は自分の 中ではあまり意識はありませんでした。

実際に自分がプロ野球選手になろうと思ったのは大学3年生頃です。高校時代の先輩や大学に入ってから一緒にプレーしていた先輩がプロ野球の道に進んでいく頃だったのですが、大学の監督から、いいものがあるのにチャレンジしないのはもったいないと言っていただいて、ちょっとずつ意識が高まっていきました。

僕は小さい頃から、プロ野球はもちろん、甲子園も六大学野球も、自分の知らない遠くの世界でやっているものだと思っていたので、ずっと野球を続けていくという意識はあんまりなかったんですね。

桐蔭学園に進学したことが後々野球を続ける一番の大きな出来事だったと思うし、他の高校に行っていたら野球を続けていたかはちょっと分からないなと思います。

―― 高橋さんが大学3年生だった頃は、ネクストバッターズサークルに入るだけで大歓声がわき上がっていたことを鮮明に覚えています。

僕としては小さい頃から周りの人の期待に応えたいと思って野球をやっていたことが、一番のモチベーションというか、野球から逃げなかった最大の理由でした。球場に来て応援してくれる大学野球のファンに対して、僕自身も何かやりがいを感じていたかなとは思いますね。

―― 高校、大学、プロといろいろなステージで活躍されてきましたが、一番印象に残っている試合はありますか。

初出場とか初ヒット,初ホームラン,そういった,初めて成し遂げたものはだいたい覚えています。

―― 学生の頃は投手もされていましたが、今の時代であれば二刀流に挑戦していたと思いますか。

挑戦していたと思います。自分自身, 投げること はできていたので, 今だったら二刀流をやりたいと言っていたと思います。当時は, 打者か投手のどちらか を選んでいくというのが当たり前という時代でしたの で, 打者に専念することに疑問を感じることもありま せんでした。

―― 現役時代, 高橋さんがライバルだと感じていた投手 はいらっしゃいますか。

川上憲伸(元中日ドラゴンズ)と僕はずっとお互い に意識していたと思います。

お互いが引退してから聞いたのですが、川上は、キャンプ初日に星野監督から、高橋を抑えて新人王を取るんだということを意識させられていたようです。川上のそういった環境、周囲の期待に応えた彼の意識の高さや強い思いに、僕は1年目、負けたのかなと思います。

学生時代の対戦成績は、僕が打ったり、川上が抑えたりという感じで、ライバルとして意識させられました。そういった存在がいたというのはいいことだったなと思っています。

--- 高橋さんのバッティングについて, 天才であるとか,

感覚的に素晴らしい選手だと評されていましたけれど、 ご自身で思う自分のバッティングというのはどういったもの でしたか。

僕は、すぐ目の前に松井秀喜さんという天才打者がいたということもあって、パワーで勝負するというバッティングスタイルにはせず、いかに体をうまく使って打つかというのを大事にしていました。同じと言ったら失礼かもしれないですけど、王貞治さんがそうですよね。王さんは、体格的にはそんなに大きくはないですが、うまく全身を使って遠くに飛ばすという観点からは、同じようなタイプだったのかなとは思います。

―― 高橋さんは、現役時代、多くの賞を取られていますが、一番誇りに思っている賞は何でしょうか。

オリンピックの銅メダルは特別だったと思っています。アテネオリンピックはオールプロで参加した初めてのチームだったので、絶対に金メダルを取らなくちゃいけないという思いで戦いに行きました。結果としては、負けて銅メダルになってしまいましたが、いい経験をさせてもらいました。とても大きなプレッシャーの中でプレーをしたので、もう1回挑戦できるかといわれるとわかりませんが、でも、そういった逃げられない状況に放り込まれて、それを乗り越える経験をするということは、必要なことだと今でも思っています。その中でメダルを取れたことは、ゴールデングラブ賞等の個人タイトルより大きな勲章になったという気はしています。

―― 松井秀喜さんが後ろ(四番)で打たれていて、メジャーリーグにも行かれて、きっと高橋さんにもそういう話は多く持ち掛けられたのではないかと思いますが、ご自身もメジャーリーグでプレーしたいと思うことはあったのでしょうか。

全くないです (笑)。当時は自分がプレーするよう な舞台ではないし、自分がプレーする場所というイメ ージが全くわかなかったんですよね。小さい頃、プロ 野球が遠くにあったような感覚と同じで、メジャー リーグは自分の世界ではない場所にあるという気が していたんでしょうね。

だから松井さんとかイチローさんが行かれていましたが、あの人たちは特別なんじゃないかなと思っていました。自分にとって現実味がないという感じですね。ただ、ユニフォームを脱いでから、仕事でメジャーリーグを生で見たときに、「あ、もっと早く生で見ていたら違う気持ちを持っていたかもしれない」とそのときに思いました。

--- 監督を受諾された一番の理由は何だったのでしょうか。

一番の理由は、期待されたからですね。僕の野球に対する一番のモチベーションというか、野球から逃げなかった最大の理由は、期待に応えたいという点にあります。小さい頃、最初に期待をかけてくれたのは親ですが、だんだん大きくなって、チームメイトに期待されるようになり、プロ野球選手になってからはファンから期待をかけてもらって、というように。

監督については、プロ野球選手になってからしばら くプレーして、そうすると何となく自分のやっている ことがある程度認められて、将来的には監督に、と いう声が聞こえてくるわけですね。なので、いずれは 自分も監督をやる目が来るのかなという、うっすらと したものはありました。それと、30代中盤から後半 ぐらいですかね。辞めどきは自分の中で探し始めてい たと思いますが、かといって何か明確なものはなくて、 そういったタイミングで、監督という新たな場所を与 えられて、ああ、これがもしかしたら次のステップに 行くタイミング、きっかけなのかなとは思いました。 選手を続けられるならば、もっと、もっとやりたいと いうのは正直なところでしたが、選手は自分の意志だ けで続けられるものでもないので、辞めるときが来ても 悔いなく次に進めるために、悔いなくやっていたつもり でした。

だから, 監督という次の新たなステージを与えられ たときには, 自分としては, 選手は悔いなくやり切っ たので、次の期待されたものにチャレンジしようと 思ったんです。

―― ジャイアンツの監督のプレッシャーは特別ですか。

僕はジャイアンツの環境しか知らないので、他と比べることはできないです。どこの監督も同じだと思うんですよね。でもジャイアンツというより、監督というのは優勝を背負うことが仕事なのかなとは思っていますね。育成か、優勝か、どちらかだけに注力すればいいわけではなく、両方に全力を注がなくてはならない。

―― 大変なプレッシャーの中で監督を務められたと思うのですが、 どのようにしてプレッシャーに打ち克っていたのでしょうか。

打ち克ってはいなかったと思います。逃げ道がないだけですよね。逃げ道がないと言ったらあれですけど、プロ野球選手になったときもそうでしたが、あまりこの道を進みたくないなと思うことすらありましたけど、自分がその時点で立っていた場所を考えるとそれも現実的ではないですし、もう受け入れざるを得ないというだけであったと思います。

―― もし他球団から監督のオファーが来たらお請けになりますか。

現実的に難しいとは思いますが、ノーとは言いたくないなと思っています。自分の可能性を狭める必要もないと思いますし、期待されることが一番のモチベーションになっていて、今やっていることが評価されるからこそ他球団からの依頼も来ると思ってはいるので、ノーと言うことで、自分の可能性や選択肢を減らすことはしたくないなと思います。

— 弁護士に対してどういったイメージをお持ちでしょうか。

守ってもらえるというか、困ったときに頼るイメージ ですね。本当はそうではないこともたくさんあるとは 思いますけど。

INTERVIEW: インタビュー

弁護士という職業を当然知ってはいるけど、あまり 弁護士を必要とすることがこれまでなかったのかなと。

― 弁護士を必要とすることがなかったというのは、高橋 さんが現役の頃、特に困ったことがあまりなかったという ことでしょうか。

そうですね。それと日本のプロ野球というのは、少しあやふやな部分のあいまいさというか、それで守られているところもあったりするんですよね。

そこがよかったと言うわけじゃないんですけれども、 まだまだ自分の成績で評価を得ていけばいいんじゃないかと暗に考えていたんだと思います。本当だったら 自分をもっとうまく評価してもらえるものもあったか とは思うんですけれども、自分の中でまだまだ現実的 じゃない部分が多かったんだと思いますね。

日本の野球界は家族経営感が強いですか。

そうですね。家族経営であるからこそ、守られている部分もあるんです。お互いが顔を見て話し合うので、たぶん情も出てくるんですよね。その情がいいのか悪いのかは微妙なところだとは思いますが。メジャーリーグは、契約関係をきっちりやる分、ドライじゃないですか。それはいい部分も悪い部分も両方あるとは思いますけれど。

―― メジャーリーグの選手と比べると、代理人に依頼するプロ野球選手が少ないというのは、そういった慣習や感覚が一般的ということでしょうか。

まず、アメリカではいろいろな条項があり過ぎて難 しいというのがあると思います。たぶん選手たちも代 理人が必要だということも含めて勉強しているのだと 思います。日本のプロ野球選手は、選手のうち何人 が契約書をしっかりと読んでいるのかもわかりません ので。

それと、プロ野球ではまだまだ代理人制度が文化 として根付いてないと感じます。プロ野球に入る最初 の段階で代理人が付いている状況で契約する選手は ほとんどいないから、代理人文化が根付かないのだと 思います。メジャーリーグでは、ルーキーのような早い 時期から代理人がいますからね。

―― 今は、プロ野球で代理人がつくケースはフリーエー ジェントで移籍する場合だけというのが多いような気が します。

そうですよね。プロ野球では、ポスティング等の イレギュラーな形で移籍する場合以外は、そのチーム に何年間か在籍するのが通常です。当然毎年の契約 更改もあるでしょうが、大きな契約内容の変更をする ことがあまりないからかもしれないですね。

弁護士からみて、労力と報酬が合わないというの もあるかもしれない。実際、全部の試合を見てもらう のは無理ですからね。本来はプロ野球選手にとって 代理人がいた方がいい場面はたくさんあると思います が、一方で越えないといけないハードルがまだまだある と感じます。

一 今後の夢はなんでしょうか。

僕らが生きてきた野球界は、求められること、必要とされることが何より肝要となる世界だと思います。 僕は野球にずっと携わってきている人間ですから、またその野球界から求められることが一番の評価だと思うので、またそこの世界に必要とされる、求められるということが大事だと思いますし、そういった生き方をしなくちゃいけないと思っています。

現場にいるときは、本当に広い目で見ていたつもりが、狭い世界しか見られてなかったなというのを感じていますし、今、一歩引いたところから見ることができたので、これからは気持ちも改めて生きていくことができると思います。

プロフィール たかはし・よしのぶ

1975年生まれ。千葉県出身。桐蔭学園高校 - 慶應義塾大学。 1997年読売ジャイアンツ入団。2004年アテネ五輪日本代表。 2016年から2018年まで読売ジャイアンツ監督。2018年から 同球団特別顧問。

理事者室から

会長声明が 発出されるまで

これまで各年度において多数の会長声明,会長談話 (以下「会長声明等」といいます)が発出されており, 今年度もこれまで16本の会長声明等を発出いたしました(9月15日時点)。

今回は会長声明等が発出されるまでについて、ご紹介いたします。

1 現在,会長声明等の発出は,「本会の見解等公表に関する運用基準」(2020年2月12日制定)に基づいて行われています。

これは、「会長の名で本会の見解又は姿勢」を公表する基準であり(1条)、内容は理事者会で決定するものとし(3条)、公表する場合として、①本会が取り組んできた人権問題、司法問題又は弁護士業務問題に関する重要な政策若しくは方針に関し、新たな事象が発生して早急に本会の見解等を公にする必要がある場合、②過去に発表した本会の見解等に関連する事象が発生した場合で、改めて本会の見解等を明らかにする必要がある場合、③その他、基本的人権の擁護及び社会正義の実現の観点から、本会が社会に対して啓発又はアピールすべき事項がある場合等が定められています(5条)。

- **2** 会長声明等を発出する具体的な場合は、概ね以下 の3通りがあります。
 - (1) 委員会が会長声明等の発出を提案して, 理事者 会に付議される場合
 - (2) 毎年, 会長声明等を発出していることが多い場合
 - (3) 理事者会が主導して会長声明を発出する場合

このうち, (1) の場合は,委員会が原案を作成して, 理事者会で内容を検討し,委員会とも協議し,必要 と思われる修正をして,最終的な内容を決定すること

副会長 河井 匡秀 (49期)

主な担当業務: 人権, 刑事弁護, 刑事法, 刑事拘禁, 憲法, 高齢者・障害者, 子ども, 裁判員, 法廷, 法教育等



になります。

- (2) の場合は、憲法記念日(5月3日)、沖縄の慰霊の日(6月23日)、広島・長崎の原爆の日(8月6日,9日)、終戦の日(8月15日)等があります。それぞれの関連委員会に原案を作成してもらい、理事者会で内容を検討し、最終的な内容を決定しています。
- (3) の場合は、重大な事件、事象等が発生した際に、理事者会において、すみやかに会長声明を発出すべきと考えた場合です。この場合は、担当理事者が原案を起案し、理事者会で検討し、最終的な内容を決定します。

いずれの場合にも、発出の最終段階で、担当課の 職員が、誤字脱字、言葉遣い、従前の表現方法との 整合性等をチェックして、形式面を整えます。そして、 会長、担当理事者が最終的な内容を確認した上で、 発出の手続に入ることになります。

このように会長声明等は、委員会、担当理事者、 理事者会、会長、職員等により、様々な観点から検討、 修正、確認等がなされ、発出に至ります。

3 今年度は8月2日に、「安倍晋三元内閣総理大臣の 『国葬』に反対し、撤回を求める会長声明」を発出 しました。憲法問題対策センターから発出の提案が あり、理事者会で慎重に検討し、同センターの原案 を修正した上で、伊井会長のリーダーシップのもと、 発出することになったものです。

この会長声明については、一般市民からの抗議の電話等もありましたが、それ以上に、支持、激励する電話等もいただきました。また、多数のマスコミにも取り上げられ、ツイッターでは1万2000以上の「いいね」が付きました。東京弁護士会の活動として、非常に意義があるものだったと思っています。

役立つ! 会務活動



vol.1 広報活動は楽しい!

会員 横山 裕一 (70期)

私の所属する広報委員会の活動内容は、主に当会会員に向けた対内広報と市民の方々に向けた対外 広報の2つに大別され、LIBRA、市民交流会、ウェブ サイトが主たる広報手段である。

広報委員会の特徴は、必ずしも法律知識や法曹経験が活動の前提とならないことである。広報委員会で活発に議論がなされるのは「いかにして情報を伝えるか」という広報方法であるため、私も研修員の時から意見を述べたり、公式ツイッターでのツイート案文を作成したりなど、積極的に会務活動に参加できたことが非常に思い出深く、これらを先輩方との交流を通じて行ったことで広報活動の面白さを強く実感することができた。

私が所属しているウェブサイト部会では、当会ウェブサイトの改善点を恒常的に模索しており、現在(9月の本稿執筆時)は、法律相談センターの紹介動画の作成を予定している。広報動画とはいうものの、部会員が現地に赴きカメラを構えて試験動画を作成するという委員同士の交流の延長でもあるため、これも楽しく取り組めることは間違いないであろう。

普段の弁護士業務では、個としての弁護士という視点でしか自身の立場を捉えることができなかったが、報話動、特に広報を員会で対外広報に対外広報に対り、割をで対会の社会的役割を再認識することがで



撮影練習に勤しむ筆者

き、ひいては個人としての弁護士業務においても自身 の本来的な役割を改めて振り返ることができた。

本稿では私の所属する広報委員会に即した報告となったが、全ての会務活動は仕方がなく参加する義務活動ではなく、弁護士としての見識を深め交流関係を広げる貴重な機会であり、特に新人弁護士にとっては「ちょっと委員会に出席を」と事務所外の空気を吸う言い訳としても活用可能であるため、会務活動に参加されていない会員には是非積極的な参加をお勧めしたい。



こちらから読んでね

秋のファッション









第53回

東京弁護士会市民会議

2022年8月22日開催

議題

- ① 再審法改正について
- ② 家族法制改正について

市民会議委員一覧 (8名) *敬称略, 2022年8月22日現在

磯谷 隆也 (富士倉庫運輸株式会社取締役)

大坂 恵里 (東洋大学法学部法律学科教授)

大島 博(東京商工会議所副会頭)

清水 秀行(日本労働組合総連合会事務局長)

中島 京子(小説家)

山本 一江(消費生活専門相談員)

渡部 尚(東村山市長)

渡辺 勉(朝日新聞社編集担当補佐)

1 概要

今年度第1回目となる,第53回市民会議が2022年8月22日(月)17時30分から2時間にわたってハイブリッド方式で開催され,①再審法改正について,②家族法制改正について,という2つの議題で意見交換を行った。

2 再審法改正について

再審事件の現状,再審法改正の必要性,改正のポイントが全面的証拠開示及び再審開始決定に対する検察官抗告の制限にあること,関係各所や日弁連の改正に向けた様々な動き,諸外国の再審法制などについて説明後,委員の方々にご意見を伺った。

再審法改正については、委員からも賛同の声が多く 寄せられたが、本会議まで問題点を十分理解できていなかったとの声も多く、世論喚起のための広報不足が指摘された。この点については、地方議会や各種メディアを通じた働きかけ、諸外国との比較にも注目すべきというご提案をいただいた。市民としては、自分が被告人になることはあまりないので当事者性が低く、関心が低いのも当然であるから、弁護士こそがやるべき問題だとのご意見もあった。冤罪から救うというのは正義の実現という意味で非常に重要で、市民も期待しているとの激励もあり、当該活動を継続していく重要性を改めて感じた。

3 家族法制改正について

家族法改正についての法制審議会及び弁護士会での検討状況,中間試案のたたき台(修正版)の内容(特に議論がある点として,選択的共同親権の容認,ひとり親世帯の相対的貧困問題解消手段の一つとして養育費の不払い解消手段の導入)などについて説明後,委員の方々にご意見を伺った。

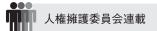
選択的共同親権については、行政支援を前提として、子どものためには共同親権を認めるべきである、共同親権は進めるべきだが、反対派の意見にも説得力があるので、反対派の心配を解消する政策も一体として取り組む必要があるのではないか、選択的な共同親権を全く否定するものではないが、今は単独親権でも体制が十分ではない中で、虐待や面会の問題について複数の登場人物が介入し、問題が更にひどくなることも懸念される、共同親権は日本社会に直ぐ馴染むか疑問がある、といった賛否様々なご意見が寄せられた。法律家内でも賛否両論ある現状で、決めかねるというご意見もあった。

養育費不払解消手段の導入については、賛成意見が多く、法整備は必須である、コロナ禍でシングルマザーとその子どもの立場の脆弱性が浮き彫りになっており、養育費の回収は早急に国民全体で考えるべき問題である、離婚時の養育費を含めた取り決め率の低さ、養育費不払率の高さを前提に考えることが必要で、養育費は話し合いではなく、法律で定め、不払いがあれば国が立て替えるくらいの制度にしないとうまくいかないと思う、などのご意見があった。また、導入には賛成だが、今は様々な家族形態があるので、父母と子どもを一つの単位として考えること自体、将来的に変えていく必要があるのではないか、家族内で解決するという自助にどこまで委ねるのかについて根本的な疑問があるといったご意見もあった。

選択的共同親権については、特に各々の家族観や現状認識の違いが大きく、多様なご意見があったものの、子どもを守る制度設計という方向性はみな同様であり、実現手段については更に議論を深めていきたい。

*市民会議の過去の議題や議事録はこちらからご確認いただけます。

https://www.toben.or.jp/know/activity/shimin/



人権問題最前線

第13回 特別指導の名のもとで許されることは何か。 ~都立高校特別指導事件~

子どもの人権と少年法に関する特別委員会事務局長 小笠原 理穂 (63期)

1 はじめに

2015年1月,都立高校(以下「本件高校」という)の元生徒が特別指導を受けた際に,当該特別指導が元生徒の人権を不当に制約する可能性がある運用を行っているとして,元生徒の代理人弁護士が本件高校の特別指導の撤廃などを求めて人権救済を申し立てた。

当会はこの人権救済の申し立てを受け、子どもの 人権救済センターによる調査を行った。

2 特別指導の法的性質

そもそもの前提として, 特別指導を定めた法令上 の明文規定はない。

本件高校の特別指導(以下「本件特別指導」という)は、別室において日記や反省文を作成し、生活指導教員から個別の指導を受けたり教科課題(プリント)を行う等の「謹慎中の課題」を行い、通常授業は欠時扱いとされていた。また、外出禁止、アルバイト禁止、連絡往来禁止を定めた「特別指導中の注意」を遵守することが求められていた。そして、本件特別指導はその運用実態として、これを拒否することはできず、拒否することは事実上退学を意味するとの認識が生徒側にあった(高校側も「特別指導に入るか退学するかのいずれかである」との認識であった)。

かかる観点からすると、本件特別指導は、法令上明記された懲戒である停学および訓告(学校教育法11条、同法施行規則13条)とは異なるものの、実質的には強制性を有しており、停学に準じた懲戒処分としての性格を有し、かつ生徒の意向に反してでも行うという点において、事実上の強制処分であるということができる。

3 本件高校の特別指導の評価

本件高校では、特別指導を行う際に、必ずしも特別指導の内容を明確に定めてこれを生徒及び保護者に示しておらず、特別指導を行うにあたっても、原則として個々の生徒の状況等を考慮することなく、基準が不明確なまま内規その他の規則を形式的、機械的に適用し、一律に特別指導の実施やその方法、内容等を決定していた。

このような特別指導は、憲法13条および憲法31条の趣旨ならびに子どもの権利条約12条2項の適正手続保障に抵触し、また、個々の生徒ごとに、特別指導の必要性やその内容を検討していないという点で、教育的配慮に欠けているという問題があった。

調査の結果、2018年11月、当会は本件高校に対し、 特別指導の実施にあたって適切な運用をするよう求め る申し入れを行った(東弁30年度人第337号)。

4 特別指導の名のもとで許されることは何か

適切な特別指導として許されるためには、(1)予め 特別指導の内容(上限日数や指導内容等)を明確に 定め、これを生徒及び保護者に示す、(2)特別指導に 認定した事実およびそれに対する特別指導の内容を説 明し、保護者及び生徒の意見、弁解を聴く、(3)特別 指導の実施決定にあたり、その特別指導が当該生徒 の心身の発達に応じたものであるかを検討する等の教 育上必要な配慮をすべきであり、内規等を形式的・ 機械的に適用するといった運用をしない、(4)やむなく 特別指導を実施する場合であっても、内規等の範囲 内で、個々の生徒の状況等に応じた教育上必要な配 慮をし、機械的・形式的・一律にその内容等を決定 することをしない、といった運用が求められる。

今後も学校教育の現場で適切な特別指導が行われているか、注視していきたい。

法制委員会連載

親子法改正要綱の解説

第6回 認知制度の見直し

法制委員会委員 中本 純志 (66期) 法制委員会副委員長 稲村 晃伸 (60期)

1 要綱*1 のポイント

(1) 事実に反する認知に関する規律の見直し

事実に反する認知(血縁関係のない者がした認知。 以下「不実認知」という)は現行法上無効とされているところ,民法786条は,子その他の利害関係人に, 特段の期間制限なく,広範にその無効主張を認めている。これを以下のアのように改めて大幅な主張制限を設けるとともに,いくつか関連する規定を設ける(イ・ウ)。

ア 認知無効の主張権者, 主張期間, 主張方法

- i 不実認知について、①子又はその法定代理人、②認知をした者、③子の母は、認知した時(②の場合)又は認知があったことを知った時(①及び③の場合)から7年以内に限り、認知の無効の訴えを提起することができる。ただし、③子の母については、認知無効の主張が子の利益を害することが明らかなときは認知の無効の訴えを提起することができない(要綱第5の1(1)①)。
- ii 子の意思を尊重し, i の出訴期間の例外として, 子自身(法定代理人による場合は除く)が認知 の無効の訴えを提起する場合,認知をした者と 認知後に継続して同居した期間が3年未満であ るときは,子が21歳に達するまでは,訴え提起 が許される。ただし,認知をした者による養育の 状況に照らして,認知をした者の利益を著しく 害するときは,この限りではない(要綱第5の1 (1)②③)。

イ 子の監護のための費用の償還に関する規律

認知の無効の訴えにより認知が無効とされた者は、 子に対して、自らが支出した子の監護のための費用の 償還を求めることはできない(要綱第5の1(1)④)。

ウ 人事訴訟法、家事事件手続法の規律の新設

子又は認知をした者が死亡した場合について, 一定の利害関係人のため, 地位の承継等に関する 規律を設ける(要綱第5の1(2)(3))。

(2) 国籍法の規律の見直し

虚偽の認知による国籍の不正取得を防止するため、 認知による国籍取得について定めた国籍法3条の規定 は、不実認知の場合には適用されないことを同法に 明示する(要綱第5の2)。

2 本改正の意義・必要性

不実認知に関する民法786条の規律は、無効の主 張権者の範囲が広範で、期間制限もないため子の身 分関係がいつまでも安定しないし、嫡出否認の訴え提 起には厳格な制限が設けられていることと著しく均衡 を欠くと批判されていた。

そこで、認知された子の身分関係の安定を図るため、無効の主張権者・主張期間・主張方法に相当の制限を加えることとした。嫡出否認権の行使要件が緩和されること (要綱第3,本連載第4回参照) とあわせて、認知無効と嫡出否認の規律の不均衡は大幅に是正される。

もっとも、婚姻制度を基礎とする嫡出推定と異なり、認知は認知者単独の届け出のみで成立するものであることを考慮し、認知無効の訴えの方が出訴期間が長く(7年。嫡出否認は3年)、主観的起算点(「認知を知った時」)が採用されるなど違いも残る。

3 実務に与える影響

- (1) 現行民法の規律を大きく変えるため、実務に与える影響は少なくない。
- (2) 理論的には、認知無効の性質について、従来形成無効説と当然無効説が対立していたところ、要綱は、不実認知の主張は認知無効の訴えによるべきこととし(上記1(1)アi)形成無効説に立つことを明らかにしたので、この対立は解消する。
- (3) 要綱は、あくまで不実認知の場合の認知無効に 関する規律の見直しであり、他の事由による認知無 効や認知取消しに関する問題は、引き続き解釈に 委ねられる。

^{*1:}本要綱(「民法(親子法制)等の改正に関する要綱」)は、令和4年2月に法制審から法相に答申され、同年10月14日に閣議決定されたが、本稿 執筆時点では改正法案は国会に提出されていない。本稿は、本要綱のまま改正されることを前提に執筆している。

司法改革総合センター・東弁歴史研究会 連載

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第11回 弁護士法の制定

司法改革総合センター副委員長・東京弁護士会歴史研究会座長 三澤 英嗣 (48 期)

- 1 現在の弁護士法は、昭和24年に、昭和8年法律第53号の弁護士法を全部改正したものです。今回の表題である「弁護士法の制定」は、この昭和8年弁護士法(旧弁護士法)より遡ること40年前、明治26年弁護士法(旧旧弁護士法)についてのお話です。
- **2** 明治政府は、資本制生産の急速な導入を図るため、 そして、諸外国と不平等条約改正交渉をするために、 近代的法治国家の体制を急ぎ整えました。

まず、明治13年に刑法典と治罪法が布告されました。ついで、明治22年2月11日、大日本帝国憲法が公布され、翌明治23年2月10日、裁判所構成法が公布されました。これにより、外形的には日本の司法制度は確立したことになります。

ついで、明治23年4月から10月にかけて、民法(明治23年法律第28号)(明治23年法律第98号)、商法(明治23年法律第32号)、民事訴訟法(明治23年法律第29号)、刑事訴訟法(明治23年法律第96号)などが公布され、法典整備もほぼ完了しました。

3 ところが、代言人規則に替わる旧旧弁護士法が公布 されたのは、裁判所構成法から遅れること3年、明治 26年3月4日です。

このように弁護士法の制定が遅れたのは、政府と在野法曹との間で、弁護士の職務範囲をめぐっての対立があったからとされています。政府は、裁判所構成法が制定された明治23年の第1回帝国議会に弁護士法案を提出しましたが、この法案は、弁護士の経験年数と費用負担の両面から弁護士に厳しい職務制限を課すものでした。

同法案では、地方裁判所の弁護士として名簿登録後5年を経過しなければ控訴院の弁護士名簿に登録ができず、登録料として、大審院は500円、控訴院は300円、地方裁判所は100円という、当時としては著しく高額の登録料(免許料)を負担させる一方、それとは別に、審級によって保証金も預託させることになっていました。

ちなみに、当時の1円は、現在の2万円位の価値があるという見解によれば、地裁に名簿登録するだけで、約200万円が必要ということになります。

また、同法案には、弁護士の職務は、登録した審級の裁判所とその管轄内の下級裁判所に限定されるという審級制限と地域制限もありました。

4 このような二重,三重の職務制限は,代言人規則にもなかったもので,当時の政府が,弁護士制度について厳しく当たろうとしていたのがわかります。

当然, 在野法曹側はこれに激しく反発し, 議会においても, 穂積陳重が地域制限に反対したことなどから, 結局. 本法案は撤回されました。

そして、地域制限や、審級制限、登録料納付を削減した法案が提案され、明治26年2月25日に、旧旧弁護士法が成立したのです。

5 それにしても、今から見ると、驚くような条文がありますので、紹介します。

ちなみに、旧旧弁護士法の原文は、国立公文書館のWEBで閲覧できます。(https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/Detail_F0000000000000015393)

旧旧弁護士法抜粋

第一章 辯護士ノ資格及職務

第二條 辯護士タラムト欲スル者ハ左ノ條件ヲ具 フルコトヲ要ス

第一 日本臣民ニシテ民法上ノ能力ヲ有スル成 年以上ノ男子タルコト

第四章 辯護士會

第十八條 辯護士ハ其ノ所屬地方裁判所毎ニ辯護 士會ヲ設立ス可シ

第十九條 辯護士會ハ所屬地方裁判所檢事正ノ監督ヲ受ク

第二十三條 辯護士會ハ其ノ會則ヲ定メ檢事正ヲ 經由シテ司法大臣ノ認可ヲ受ク可シ

第二十九條 檢事正ハ辯護士會ノ會場ニ臨席スル コトヲ得又會議ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得

第三十條 辯護士會ノ會議ニシテ法律命令及辯護 士會會則ニ違フモノアルトキハ司法大臣ハ其ノ 議決ヲ無效トシ又ハ其ノ議事ヲ停止スルコトヲ得





弁護士法・御署名原本・ 明治二十六年・法律第七号

消費者問題特別委員会連載

消費者問題の最前線

第4回 エアコン室外機からの火災事故で製造者の責任を 認めた判例

消費者問題特別委員会委員 中村 雅人 (27期)



1 「728件」

これは、消費者庁の事故情報データーバンク(2009年9月から収集開始)で「エアコン室外機」+「火災」で検索して出た数字です。

こんなに事故があって、メーカーの責任は問われて いないのでしょうか。

ちなみに、「判例秘書」で同じキーワードで検索すると、21件ありますが、エアコンメーカーに対する損害賠償請求をしているケースとして掲載されているのは、同一事故の1、2審判決(いずれも被害者勝訴)しかありません。筆者は、この事件の原告代理人の一人ですが、ほかにも提訴した事件では被害者が敗訴しています。相談を受けたけど、被害者が提訴を断念したケースも経験しています。さらに調べてみると、Westlawで検索すると東京地方裁判所平成27年9月24日の判例がありますが、メーカーの責任は認められていません。他に大阪地裁で平成23年1月14日に和解が成立したケースがあります(PL法ニュースNo63)。

事故件数と比べて訴訟事件が非常に少ないと思い ます。みなさんあきらめていませんか?

ここで紹介する被害者勝訴の東京高裁判例は,エ アコン室外機の火災事件では,裁判官はどう考え, 何を要求して判決するのか,が明らかにされています。 弁護士にとって,被害者側でこの種事件を受任した 場合,何を主張立証すればいいかのお手本が示されているといえます。

2 事案の概要

原告らの自宅兼教会建物2階ベランダに設置されていた被告製造にかかる家庭用ルームエアコンの室外

機から発火し、建物を焼損し、建物内の動産も焼損ないしは水損した事案につき、室外機の欠陥に起因すると主張して、被告に対し製造物責任法3条に基づき財産的及び精神的損害の支払いを求めたケースです。

詳細は、次の判例集で確認してください。

第1審=東京地方裁判所平成30年9月19日判決 (判タ1462-204, 判時2418-20, 消費者法ニュース 118-253)

第2審=東京高等裁判所令和2年2月27日判決 (判例秘書: 判例番号L07520667)

3 判決の要旨と解説

(1) 主張立証責任の枠組み

先ず、判決は「1 製造物責任法3条に基づく損害賠償請求における主張立証責任の枠組み」を次のように示しています。

一般の不法行為の過失責任を欠陥責任に転換して被害者の保護を図ることを目的とする製造物責任法の趣旨(危険責任,報償責任及び信頼責任の観点)及び文言に照らせば,一般の民事訴訟における主張立証責任の構造に従い,①利用者の側の立証によって認定される諸事実に照らして欠陥及び火災との因果関係の存在が推認される場合には,②製造業者等の側でその推認(事実上の推定)を覆すに足りる立証(間接反証)をしない限り,製造業者等は損害賠償責任を免れないこととなるものと解される。そして,訴訟上の因果関係及びその基礎となる事実の立証は,一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく,経験則に照らして全証拠を総合検討し,特定の事実の存在及びその事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり.

その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであれば足りること(最判昭和50年10月24日(ルンバール事件最高裁判決)参照)に鑑みると、利用者による上記①の立証は、社会通念に照らして欠陥の存在(当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていること)を推認するに足りる諸事実が立証されていれば足り、必ずしも欠陥の部位・態様や技術的原因等の詳細まで立証を要するものではなく、また、因果関係の存在についても、必ずしも当該欠陥に起因する危険事象の発生に至る科学的機序等の詳細まで立証を要するものではないと解するのが相当である。

(2) 事実認定の仕方

ア 第一に、判決は、間接事実を総合して、発火源、 延焼経路をまず正面から推認(事実上の推定)して います。

本件の技術鑑定に当たった証人は、1枚の写真(右上掲載)を示し「見ればわかる」と言いました。 頭だけで他原因や誤使用の可能性を検討する前に、 先ず現場、現物をしっかり見ることから発想することが重要です。

- イ 第二に、推認を妨げる事情とその推認を覆す事情 の有無を検討しています。
 - ① その推認を妨げる事情の存否は、発火源と考えられるファン電動機と同型又は類似構造のファン電動機について発火事例がないとの部品製造者の報告書があっても、「全ての発火原因が1審被告によって把握されているとは限らない上、原因不明とされている事例も相当数存在しているほか、社告(リコール)対象製品となったものも一定数存在することが認められる」、と



して「同型機について重大製品事故として公表された事例がなく、また、本件ファン電動機の同型機の欠陥により発火事故が発生した事例として把握されている事例がないとしても、それは、実際に発火事故に至った事例として把握されていないというにとどまり、当該製品について発火に至る可能性のある欠陥が一切あり得ないことまで意味するものとはいえない。」と常識に合った判断を示しています。

- ② 次にその推認を覆す事情の存否ですが、1審被告は、本件火災の発火源はエアコン室外機ではなく、室内のパソコン机周辺の電気器具であると主張したり、子供室の電子器具である、などと主張していました。これらに対し、判決は、「可能性を述べる限度において失当とまではいえないとしても、室外機が発火源であるとの推認を覆すに足りるほどの蓋然性を有するものということはできない。」と判断しました。
- ウ さらに第三に、上記第一、第二に加え、消費者 において通常使用の域を逸脱した異常な使い方を していなかったか、を検討しています。

この点、判決は、火災発生時にエアコンは運転されていなかったことをとらえて「原告らにおいて本件室外機を通常と異なる方法により使用した形跡はない」から、本件室外機は「通常有すべき安全性を欠いている状態にあった」と認定しています。

本件裁判官の事実認定の説明は、実に常識にかなったものですね。

公設事務所運営特別委員会連載 パブリック事務所の現在

第5回 次世代の刑事弁護を見据えて―北千住パブリック前編―

公設事務所運営特別委員会委員 弁護士法人北千住パブリック法律事務所

押田 朋大 (63期)

1 はじめに

近年、国選刑事弁護を担当する弁護士の数は増加しており、国選を中心とした刑事弁護の担い手については十分足りているようにも思える。しかし、控訴審、上告審を中心になかなか引き取り手のいない事件(滞留事件)や前の国選弁護人が解任に至った事件などの困難案件が存在することは事実である。また、刑事事件は裁判員裁判の開始以降、複雑化が進んでおり、これに対応できる人員もまだ十分とは言い難いうえ、現在こうした事件に取り組んでいる弁護士が今後ずっと対応していくかはそれぞれの事情により不透明である。したがって、他の分野でもそうであろうとは思われるが、刑事弁護の担い手は、間断なく継続的に育まれていくことが必要不可欠である。

北千住パブリックは、「刑事弁護のプロフェッショナル」を理念の柱として設立された事務所であり、所員一同刑事事件についての研鑽を積むことはもちろん、刑事弁護の担い手の養成に力を入れてきたところであるので、この取り組みについてご紹介する。

2 エクスターンシップ

養成の取り組みは、弁護士対象のものにとどまらない。もっとも早い段階の活動には、ロースクール生を対象にしたものがあり、当事務所ではエクスターンシップがそれにあたる。学生を事務所に招いて、2週間ほどの期間、刑事弁護について研修していただくというものであり、事件記録の検討や起案はもちろん、場合によっては接見に同行したり(ロースクール生が同行する場合にはほとんどの場合一般接見になるが)、法廷傍聴をすることもある。また、目玉プログラムとしては、弁護士が受けるものとほぼ同じ法廷技術研修を受けていただくということも行っている。現在は一橋、



北パブの恒例行事、エクスターンシップの様子

慶應,早稲田,中央,上智などのロースクールから 学生の受け入れを行っているが,それにとどまらず, 当事務所のエクスターンシップをどこからか聞きつけ て,いわば自己開拓のような形で来てくれた他大学の 学生を受け入れたこともある(この場合残念ながら 単位認定はされない)。

もともと、刑事事件にまったく関心を持っていない 学生は来ていないのであろうが、刑事弁護への関心を 強める効果はあるようであり、「検察官志望だが、刑事 弁護にも非常に関心が出てきた」とか、「実際に弁護 している場面を見て自分も刑事弁護人になりたいと 思った」という感想が毎年のように寄せられている。 その思いを持ち続けて司法試験を突破し、当事務所 の採用に応募してくれる例も少なくない。実際に、 当事務所の所属弁護士のうち、3名がエクスターン シップの経験者である(当事務所のOB・OGも含め れば、当事務所のエクスターンシップの経験者は多数 に上る)。

3 刑事実務検討会

エクスターンシップとは別に、2か月に1回程度、 ロースクール生、修習生を対象に、刑事実務検討会 という勉強会を開催している。これは「接見」「冒頭 陳述」「反対尋問」といった刑事事件の場面や、一回 結審の事件ではどのような準備を行うべきかなど、各 回のテーマを決めて、講義形式の勉強会を開催してい る。コロナ禍以前は、参加者には当事務所に集まって もらって開催していたが、コロナ禍以降はZoomに よる開催となっている。講義を担当するのは当事務所 の弁護士や当事務所出身の弁護士であるが、講義を 担当しない当事務所の弁護士も複数参加しており、 参加者から質問があった場合には講師担当者以外から もコメントがなされることがある。前述のエクスターン シップ参加者が継続的にこの勉強会に参加してくれる ことも少なくなく、刑事弁護への興味関心を持ち続け ることに寄与しているほか、エクスターンシップ参加 者が各大学や修習の仲間を誘って参加してくれること もあるため、より刑事弁護へ関心を持つ人を増やし、 刑事弁護の裾野を広げる効果も生じている。

4 採用活動

当事務所は弁護士に2年という定められた任期がある事務所であり(任期を更新することは可能であるが)、弁護士の入れ替わりが激しい事務所であることや、前述のとおり刑事弁護の担い手を間断なく養成することを重視しているため、設立以来毎年必ず新人弁護士の採用を行っている。一方で、近年は、修習生の売り手市場となっており、公設事務所においても採用を行うことは年々難しくなってきている。当然、来てくれる人がいなければ養成することができないため、この採用活動は事務所活動を基礎づける重要な活動のひとつである。

事前課題を含めた書類選考,面接の2つの行程を経て採用者が決まることとしているが,面接後の選考会議は,全弁護士が1票を持っていることもあり,例年白熱した議論が交わされる。

5 採用後

採用後の新人弁護士についての現在の体制は、指 導担当弁護士が2名付くこととしており、新人弁護 士は原則として、この2名の弁護士と一緒に仕事を することにより、養成を受ける体制となっている。 指導担当弁護士を2名付けているのは、指導担当弁 護士の得意分野に差異があることや、弁護士によっ て同じような案件であってもアプローチの仕方などは 異なることも多く、なにか絶対的な正解があるわけ ではないことを学んでもらう意味合いがあり、養成 に大きく寄与していると考えている。それだけではな く, 民事事件, 刑事事件, 債務整理事件に分けて, 新人弁護士が手持ち事件の発表をして、他の弁護士 が事件の方針や注意すべき点などを議論する各種の 勉強会も行っている。この勉強会は、所属弁護士の みならず経験豊富な当事務所のOB・OG弁護士が 参加することもあり、新人弁護士には貴重な機会と なっている。

6 結語

このように、当事務所では、学生から新人弁護士に至るまでの活動を通して、次世代の刑事弁護人を生み出し続けるという取り組みを行っている。ここまで書いたことは、当事務所内の取り組みが多かったが、当会の刑事弁護や少年事件に関する委員や研修講師を当事務所の所属メンバーやそのOB・OG弁護士が務めることも少なくなく、当会の刑事弁護の水準を上げることにも貢献していると自負している。支えていただいている会員の皆様のご期待に沿えるよう、これからも困難な刑事事件に対しても臆せず堂々と対峙していける弁護人をひとりでも生み出していけるように活動していきたいと考えているところである。

わたしの修習時代

紀尾井町:1948-70

湯島:1971-93

和光:1994-

70期(2016/平成28年)

同期あれこれ





私の実務修習地は横浜(A班)だった。

70期A班の修習は、2016年12月に和光の司法研修所で導入修習があり、2017年1月から8月上旬まで実務修習、8月中旬から9月上旬にかけてふたたび研修所で集合修習、その後1か月半程の選択型修習・ホームグラウンド修習があり、11月に2回試験、というスケジュールだった。

実務修習中は横浜に住んでいたこともあり、今でも 横浜に行くと、当時の自分や、同期、教官、指導担当、 ロースクールの友人の顔が浮かび、懐かしい気持ちに なる。

この記事を書くにあたり、修習時代を初めて意識的に振り返ったが、思い出すのはやはり同期、教官等の「人」との思い出である。

導入修習が始まった時, 私は, 有楽町線氷川台駅 近くの実家に住んでおり, 研修所の寮に入ることがで きなかったので, 和光市駅か地下鉄成増駅まで電車で 行き, 駅からはバスに乗って研修所に通っていた。

導入修習は、漠然とした将来への期待と新しい環境に対する緊張感からか、あっという間に終わってしまい、正直なところあまり覚えていない。教官からは、「同期は一生の友人になる」等の教訓めいた話がよくあったように思うが、当時はあまり真に受けず、聞き流してしまっていたように思う。ただし、同期とは自然に仲を深めていったと記憶している。

私の実務修習は弁護修習から始まったが、弁護修習が始まる前日に、日本大通り駅近くのワンルームマンションに越した(今思うと、日本大通り駅、中華街、山下公園、横浜スタジアム等がすべて徒歩5分圏内と

いう抜群の立地だった)。

実務修習中は、自然と、同期と各修習中から今宵の飲み会についてLINEで相談し、修習を終えるや、そのまま飲み屋に直行するという流れになっていた。休日も、同期と飲みに行ったり、神奈川県(旧横浜)弁護士会サッカー部の練習に同期と参加したりと、気が付けば同期との交流を深めていた。

実務修習を終えたのと同時にワンルームマンションを 引き払ったが、集合修習では、研修所のいずみ寮に入る ことができた。集合修習中は、起案やグループワーク が多く、導入修習や実務修習と比べると忙しかったよ うに思うが、2回試験はB班の集合修習後ということ もあり、緊張感がなく、修習後は、同期と、研修所の グラウンドでサッカーをしたり、寮の中で酒を飲んだり することが多かった。

さて、70期は法曹として5年目(ほぼ満5年)の期である。私は、今、同期や教官と仕事をしている。毎週のように会う同期もいれば、月1くらいで会う同期もいる。各地(主に福岡)にいる同期にも年に数回会う。今年の夏には修習終了後久しぶりに会った同期とゴルフに行った。この記事を書く依頼を受けたのも、そんな同期からである。

5年経っても、修習時代を振り返ると、やはり同期 や教官の顔が浮かんでしまう。今なら修習生に「同期 は一生の友人になる」と教訓めいたことを言ってしまう かもしれない。

この場を借りて、教官と同期に感謝するとともに、 この記事を見た同期には「また飲みに行こう」、「また ゴルフに行こう」と誘わせていただく。

74 期リレーエッセイ

1年後の自分を想像して

会員 森本 真唯

2022年4月、コロナ禍の影響により、3か月遅れで二回試験を通過し、修習を終えた私は、晴れて弁護士としての一歩を踏み出した。晴れて、と言っても心は晴れなかった。というのも、弁護士を名乗れる資格を手に入れただけで、何をすればいいのか全くわからなかったからである。

挨拶を行い、事務所内の手続や説明が終わり、いざ業務に入ることになる。まずは先輩弁護士の事件に共同で入れてもらうことになり、仕事を頼まれたときは、出来ないなりに理解しよう、ちゃんとした仕事をしようと奮闘する。しかし、その次の動き、見通しがわからない。記録の中で重要な部分がわからず、先輩弁護士との打ち合わせの際に思い出せない。先輩弁護士はみな、最初は何も出来ないのが普通なのだと励ましてくれるが、とはいえ何をやるにしても時間がかかり、何も役に立たない状態(更にいえば、様々なミスをしてマイナスである)が続くのは精神的にかなり苦痛だった。

現在,事務所に入所してようやく3か月が経過したところである。まだまだ失敗もするし、わからないことだらけである。にもかかわらず、コロナ禍で司法試験、司法修習が数か月遅れた74期からすると、もう5か月もしないうちに、今度は下の期が入所してくるのである。1期上の先輩として、どのような姿を見せられるか、今後自分がどんな弁護士になりたいのか、日々慣れない仕事に忙殺される中で、考えるにはあまりにも短い期間である。日々の仕事を一歩ずつ着実に進めていくことが成長につながるのだとは理解しつつも、やはり不安は大きい。一方、1年目の不安というものは、今後は経験し

えないものであると好意的に考えることも出来る。 一つの事件に沢山時間をかけて、不安と向き合い ながら考えることが出来るのも今だけかもしれない。 立派な弁護士になっている未来はまだ見えないが、 今より少しだけ仕事が出来るようになった「1年後 の自分」を想像しながら、日々の不安と戦ってい きたい。

さて、原稿の依頼を受けた際、新人弁護士として感じた、わからないということをそのまま書いてよいと言われ、思いつくままに不安であることを書き連ねてみたが、悲観的な話ばかり書いていても虚しいので、嬉しいことももちろんあるという話で締めたい。

原稿執筆時の2022年8月においては、新型コ ロナウイルスが登場した2020年当時に比べれば、 厳密な外出自粛要請もされなくなった。ワクチン も複数回打つことが出来、少しずつコロナとの共 生が出来るようになってきた。司法試験合格後の お祝いや、修習生として同期との親睦のための飲 み会がなくなってしまったのは非常に残念だった が、その代わりに弁護士として様々なところで少し ずつ親睦を深めることが出来ている。今回の執筆 依頼もその縁で受けたものだが、自分一人ではその ような執筆の機会もなかっただろうし、貴重な経験 であった。また、孤独な弁護士業務の中、上記の ような不安などを相談出来る同期. 先輩方がいるの は大変ありがたい。今後も、出来たつながりを大事 にしつつ、目の前の不安を解消しながら頑張って いこうと思う。

心に残る映画

『ブルース・ブラザース』

1980 年/アメリカ/ジョン・ランディス監督作品

馬鹿馬鹿しさを楽しんで

会員 町田 弘香 (41期)



Blues Brothers

『ブルース・ブラザース』 DVD:1,572円(税込) Blu-ray:2,075円(税込) 発売元:NBCユニバーサル・ エンターテイメント ※2022年11月の情報です。

このはちゃめちゃミュージックコメディが好きで、12回以上は見ている(本執筆の為にも2回見た)。音楽を楽しむ映画なので、CDを繰り返し聞くのと同様何回でも楽しめる(CDも持っているが)。コメディアンのジョン・ベルーシ(ジェイク役)とダン・エイクロイド(エルウッド役)が主演。音楽(黒人音楽)が素晴らしく、アクシデントがあっても顔色一つ変えない主演の二人が味わい深い。黒いスーツ、ネクタイ、靴、レイバンのサングラス、ソフト帽という二人の格好は、往年のブルースミュージシャン達へのオマージュだそうである。

刑務所から出所したジェイクは弟分エルウッドとともに、世話になったカトリック系の孤児院に挨拶に行く。孤児院が5,000ドルの固定資産税を払えないため立ち退きの瀬戸際にあると聞いたジェイクは、5,000ドルの提供を申し出るが「盗んだ金などいらない」と断られてしまう。何とか孤児院を救いたい二人はかつて孤児院で世話を焼いてくれた管理人に相談し、ジェイムズ・クリオウファス牧師の礼拝に出席することを勧められる。出席した礼拝でバンドの結成という神の啓示をうけたジェイクは、昔の仲間と"ブルース・ブラザーズ・バンド"を再結成し、コンサートで稼いだお金を固定資産税にあてようと考える。納税期限は11日後。しかし、行く手には警官、州兵、ネオ

ナチ極右団体, カントリー・ミュージック・バンド, ロケットランチャーなどでジェイクの命をねらう謎 の女が待ち受けていた。

音楽だが、出演しているアーティストがこれでもかといわんばかりに豪華である。孤児院の管理人役、牧師役、ダイナーの女店主役、楽器店の店主役、路上の演奏者役など皆、一世を風靡したミュージシャンである。その他、音楽とは無関係だが、ちょい役で、スターウォーズでレイア姫を演じたキャリー・フィッシャーやスティーブン・スピルバーグ、ツイッギーなどが登場するのもちょっといい。また、物語の舞台となったシカゴの地元警察の協力を得たという、58台のパトカーを廃車にするシーンの迫力もすごい。

クライマックスはシカゴ市庁舎の税務課。丸腰のブルース・ブラザースを追い、警官ばかりかSWAT隊、消防隊、果ては軍隊も駆けつけ、戦車、ヘリコプターまで入り乱れるさまが猛烈に馬鹿馬鹿しくて、笑わせる。

ちなみに、この映画は星野源さんの音楽ルーツ だそうだ。

とにかく, 一度見て欲しい。黒人音楽に関心が ない人でも, 楽しめると思う。

なお、この原稿を書いている時点では、AmazonのPrime VideoとU-NEXTで定額見放題で見られるようである。

コーヒーブレイク



美味しいソフトクリームを求めて

会員 望月 健(60期)

1 ドライブとソフトクリーム

私は、車を運転することが好きで、家族や友人達と長距離ドライブを楽しむのが私にとって最高の週末リフレッシュとなっている。今回は、長距離ドライブの休憩がてらについ食べてしまうソフトクリームについて書いてみたいと思う。サービスエリアや道の駅では必ずと言っていいほどソフトクリームが売られているのを見ると、古今東西のドライバーやライダー達からの根強いニーズがあることが窺えるが、私もご多分にもれず、ソフトクリームののぼりを見るとお店に吸い寄せられてしまう。そして、ソフトクリームをたいらげると、ドライブの疲れが消え去り、「まだいくらでも走れるぞ」という気分になる。実際には、血糖値が乱高下して、その後の眠気を呼んでいる可能性はあるが。

2 定番ソフト

バニラやストロベリーといった、いわゆる定番の風味のソフトクリームの中で、私が一番好きなのは、道の駅ビーナスライン蓼科湖(長野県)にある「蓼科アイス」というお店で売られているものである。どの味を選んでも濃厚な牛乳の風味に調和のとれたバニラやいちごの自然な香り、そしてわずかに残された氷の歯触りを楽しめる。今回、この原稿を書く際にここで食べたソフトクリームの写真を探したところ1枚も見つからなかったのだが、それはこのお店に行くと必ず2つのソフトクリームを買うため両手が塞がって写真を撮ることができなかったのがその理由であった。

3 ご当地ソフト

皆さんも旅行先で目にすることがあるかと思うが、わさび、黒ゴマ、ラベンダー、サツマイモ、さとうきび等、各地の特産品を使ったいわゆるご当地ソフトと呼ばれるものがある。ご当地ソフトの場合、食べる前にどんな

味なのかを想像するのも楽しみの1つだが、良くも悪くもその想像は裏切られることが多い。良い意味で想像を裏切ったご当地ソフトとして、道の駅ぐるっとパノラマ美幌峠(北海道)の熊笹ソフトクリームを挙げたい。クマザサは、その見た目や薬草として使われていることから苦そうなイメージしかなかったので、抹茶ソフトを苦くしたようなものを想像していた。実際には、苦いというよりもさわやかと言う表現がふさわしく、食べ終わった後もさっぱり感が印象的だった。その後味の良さから甘いものを食べたという背徳感が無いのだが、それはクマザサが身体に良いといううたい文句によるただのプラセボ効果かもしれない。

4 ネタ系ソフト

最後に、ネタ系なクリームとして、鴨)リームとして、鴨)リームに秋田トクリカに触れたい。があるのームに触れたががある。でも店員さんが、その本のこと。では40cmでもなったが、こと。でいるという。と呼んでいるという。なりまったが、



味は牛乳とバニラの味わいをしっかりと楽しめる正統派で、最後まで美味しく食べることができた。一点困ったのは、大量のソフトクリームに体温を奪われたのか食べ終わった後はしばらく寒くて仕方なくなり、冬でもないのに車内の暖房を全開にしなければならなくなったことである。ただ、残念なことにこちらのお店は閉店してしまったようなので、次なる日本一を目指すお店が出てくることを楽しみにしている。